

令和5年第2回

高山村議会6月定例会会議録

令和5年6月1日 開会

令和5年6月9日 閉会

(9日間)

高山村議会事務局

令和5年第2回高山村議会

6月定例会会期日程

会期	月日	曜日	開議時間	摘要	備考
第1日	6月1日	木	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明・質疑・討論・採決 ・委員会付託	・全員協議会
第2日	2日	金		休会（議案調査）	
第3日	3日	土		休会	
第4日	4日	日		〃	
第5日	5日	月		〃	
第6日	6日	火	午前10時	本会議（一般質問）	
第7日	7日	水	午前10時	本会議（一般質問）	・議会報編集 特別委員会
			午後1時14分	総務文教常任委員会	
			午後2時	福祉産建常任委員会	
第8日	8日	木		休会（議案調整）	
第9日	9日	金	午後1時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決	・全員協議会

令和5年第2回高山村議会6月定例会会議録（第1号）

令和5年6月1日（木曜日）

高山村告示第21号

令和5年6月1日、高山村議会6月定例会を高山村役場に招集する。

令和5年5月8日

高山村長 内 山 信 行

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第2号 専決処分した条例の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第3号 専決処分した条例の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第4号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村一般会計補正予算（第8号））
- 日程第7 承認第5号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第8 承認第6号 専決予算の承認を求めることについて（令和5年度高山村一般会計補正予算（第1号））
- 日程第9 同意第1号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第32号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 日程第11 議案第33号 財産の取得について（凍結防止剤散布・除排雪作業ダンプ）
- 日程第12 議案第34号 財産の取得について（コンバイン）
- 日程第13 議案第35号 村税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第36号 高山村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第37号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第38号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第39号 令和5年度高山村水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付議した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第2号～承認第6号
 - 5 同意第1号
 - 6 議案第32号～議案第39号
-

出席議員(12名)

1番 久保田 雄 吉 議員	2番 勝 山 正 弘 議員
3番 滝 澤 聖 議員	4番 梨 本 進 議員
5番 沖 島 祥 介 議員	6番 高 井 央 葉 議員
7番 黒 岩 清 道 議員	8番 湯 本 辰 雄 議員
9番 松 本 茂 議員	10番 山 寄 秀 治 議員
11番 柴 田 弘 男 議員	12番 西 原 澄 夫 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行	副 村 長 藤 沢 敏 和
教 育 長 澁 谷 茂 夫	総 務 課 長 宮 川 裕 明
住民税務課長 (会計管理者) 西 原 一 美	健康福祉課長 堀 一 生
産業振興課長 小 淵 義 彦	建設水道課長 (定住支援室長) 荒 井 孝 浩
教 育 次 長 (人権推進室長) 山 崎 久 志	

事務局出席職員

事 務 局 長 山 寄 賢 一 書 記 槇 田 和 子

午前10時04分 開 会

○議 長 (西原澄夫議員)

ただいまから令和5年第2回高山村議会6月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

おはようございます。高山村議会6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年高山村議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。日頃皆様方には、議会活動を通じまして村政発展のために御尽力を賜っておりますことに、重ねて御礼申し上げる次第であります。

まず初めに、全国の将棋愛好家やマスコミが注目している将棋の名人戦につきましては、渡辺明名人に対する藤井聡太6冠による第5局が、昨日から本日の2日間にわたり山田温泉において行われております。両棋士には、本村の自然豊かな環境の中で将棋ファンの心に残る熱戦を御期待申し上げますところであります。

さて、本年も5月27日から6月25日までの約1か月間にわたり、タケノコ狩りを楽しんでいただくため本村の公・共有林の入山規制を解除し、初日に当たる27日早朝には須高地区山岳遭難防止対策協会等の皆様の御協力により、タケノコ狩りによる遭難事故防止に対する街頭啓発活動を実施いたしました。

昨年は2件の遭難が発生し、いずれも早期に救助されておりますが、入山者の皆様には十分な遭難防止対策を講じていただき、タケノコ狩りを楽しんでいただきたいと思います。

令和元年12月に中国武漢市で発生したと言われております新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月15日に国内で初めて感染者が発生したことに伴い、国はこれまで緊急事態宣言を発出するなど感染防止対策を強化してきましたが、3年4か月余りが経過した5月8日に、感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。

このため、村民の皆様にはこれまでマスクの着用や手洗いの励行、三密の回避などの感染防止策の徹底や行動制限を始めとする日常生活等において御協力をいただいておりますが、5類への移行に伴い行動制限がなくなりましたので、社会経済活動の活発化を図ってまいりたい、このように考えております。

このため、村におきましては3年余りにわたって自粛等をしてまいりましたイベントや行事等を積極的に開催してまいりますので、村民の皆様のお一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、去る5月17日に内閣府が発表した1から3月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.4%増、年率換算は1.6%で3四半期ぶりのプラス成長と発表されています。これは、新型コロナウイルスの感染が落ち着き、旅行などの個人消費の回復や設備投資が増加したことによるものと報道されておりますが、物価高による節約志向の高まりもあり、先行きは不透明

な状況にあると言われております。

したがって、引き続き厳しい財政運営が迫られるものと思われませんが、職員とともに全力を尽くしてまいりますので、議員各位のなお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に提案します案件は、専決条例を始め同意案件や予算案など全部で14件でございます。十分御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、招集の御挨拶といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから、令和5年第2回高山村議会6月定例会の本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原澄夫議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番 高井央葉議員、7番 黒岩清道議員及び8番 湯本辰雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（西原澄夫議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月9日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（西原澄夫議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配りました請願・陳情付託表のとおり、所管の常任

委員会に付託しましたので報告します。

また、本日までに郵送された陳情は、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

それぞれの委員長から、前定例会から今定例会までの間に行った所管事務の調査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

監査委員から、2月、3月及び4月分の執行した出納検査について報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

前定例会会議後に、議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので報告します。

報告第3号 高山村土地開発公社の事業計画等について、報告第5号 令和4年度繰越明許費繰越計算書について、報告第6号 令和4年度高山村土地開発公社事業報告等について及び報告第7号 令和4年度上水道事業会計予算の繰り越し使用についてを、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

広報担当職員による写真撮影を会議規則第102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

請 願 ・ 陳 情 付 託 表

請 願 ・ 陳 情	付 託 委 員 会
陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書	総 務 文 教 常 任 委 員 会
陳情第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書	

日程第4 承認第2号

}

日程第17 議案第39号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第4 承認第2号 専決処分した条例の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例）から日程第17 議案第39号 令和5年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）までの14件を一括議題とします。

本案についての提案の理由説明を求めます。

———内山村長。

○村 長（内山信行）

高山村議会6月定例会の提案説明を申し上げます。

承認第2号から議案第39号までの14件につきまして、一括して御説明を申し上げます。

承認第2号 専決処分した条例（村税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されることに伴い、条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、本年4月から地方税の納付について地方税統一QRコードを用いた仕組みが導入されることから、対応する納付書様式を追加するとともに、軽自動車税に係る環境性能割について半導体不足等の状況を踏まえ、本年3月末日までとしておりました臨時的軽減措置を、本年12月末日まで9か月間延長するものであります。

承認第3号 専決処分した条例（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行されることに伴い、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に対する診察業務に従事する医師及び看護師に支給する特殊勤務手当について、本年5月7日をもって廃止するため条例を専決処分したものであります。

承認第4号 専決予算（令和4年度高山村一般会計補正予算（第8号））の承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、歳入において、年度末に地方消費税交付金等の額が確定したことに伴い専決処分したもので、歳入歳出それぞれ6,228万4,000円を追加し、当初予算からの累計額を50億433万4,000円としたものであります。

歳出補正の主なものは、総務費の総務管理費で、減債基金積立金及びふるさと創生基金積立金2,309万9,000円を減額し、歳入では、地方譲与税で、地方揮発油譲与税を減額する一方、自動車重量譲与税を追加し、131万3,000円追加、配当割交付金134万3,000円追加、株式等譲渡所得割交付金104万1,000円追加、法人事業税交付金668万4,000円追加、地方消費税交付金4,646万8,000円追加、地方特例交付金195万1,000円追加、地方交付税3,613万5,000円追加、寄附金でふるさと納税寄附金309万9,000円減額、繰入金でふるさと創生基金繰入金2,959万9,000円を減額し、歳入超過となる8,538万3,000円を予備費に追加して収支均衡予算としました。

承認第5号 専決予算（令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第5号））の承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、森林スポーツ公園温泉給湯事業において源泉ポンプが故障したため、早急に修繕を行う必要が生じたことから専決処分したもので、歳入歳出それぞれ535万7,000円を追加し、当初予算からの累計額を4,944万7,000円としたものであります。

歳出では、温泉給湯事業費で森林スポーツ公園温泉給湯事業の施設改修工事請負費に535万7,000円を追加し、歳入では、繰入金の温泉開発事業基金繰入金に535万7,000円を追加いたしました。

承認第6号 専決予算（令和5年度高山村一般会計補正予算（第1号））の承認を求めることに

ついて申し上げます。

この補正予算は、国の特別給付金による低所得子育て世帯生活支援特別給付金を速やかに支給するとともに、新型コロナウイルスワクチン等接種事業に要する経費を計上するため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ1,418万7,000円を追加し、当初予算からの累計額を45億3,318万7,000円としたものであります。

歳出補正の主なものは、民生費では社会福祉費で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る電算委託料や給付金など、411万1,000円追加、衛生費では保健衛生費の予防費で、新型コロナウイルスワクチン等接種事業に係る予防接種委託料や人件費等を追加するほか、公園費で多目的ホールの人工芝整備に係る設計監理委託料を追加するなど1,007万6,000円を追加し、歳入では、国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金や低所得子育て世帯生活支援特別給付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金など1,349万9,000円追加、繰越金で、令和4年度からの繰越金68万8,000円を追加いたしました。

同意第1号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、現農業委員会委員14名の任期が、来る7月19日をもって満了することに伴い、新たに後任の委員を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

議案第32号 財産の取得（除雪ドーザ）について申し上げます。

本案は、冬期間における生活道路の安全安心な交通の確保を図るための除雪ドーザを取得するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第33号 財産の取得（凍結防止剤散布・除排雪作業ダンプ）について申し上げます。

本案も、議案第32号の目的と同様に冬期間における生活道路の安全安心な交通の確保を図るための凍結防止剤散布、除排雪作業ダンプを取得するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第34号 財産の取得（コンバイン）について申し上げます。

本案は、地域営農支援事業として麦や大豆等の収穫用コンバインを取得するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第35号 村税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律などが本年3月31日に公布され、その一部が本年7月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して、課税される森林環境税を個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなるため、関係規定の整備を行うものであります。

議案第36号 高山村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示により、厚生労働省告示の題名等の改正が行われたことに伴い、本告示を引用している条文の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第37号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、電力、ガス、食料品等の価格高騰の影響が大きいことから、住民税非課税世帯を支援する国の地方創生臨時交付金による低所得世帯支援金や本年9月以降に実施される新型コロナウイルスワクチン等接種事業に要する経費及びYOU游ランド多目的ホール人工芝改修工事の追加工事費を計上したもので、歳入歳出それぞれ5,087万1,000円を追加し、当初予算からの累計額を45億8,405万8,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、民生費では、社会福祉費で国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業により、住民税非課税世帯等に対し3万円を支給するため998万7,000円追加、衛生費では、保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン等接種事業に係る経費や、YOU游ランド多目的ホールの人工芝改修工事費など2,746万5,000円追加、清掃費で、クリーンセンターストックヤードの建設に当たり、地質調査の追加等により設計内容に変更が生じたことから、設計監理委託料150万円追加、商工費では、商工費で温泉開発事業特別会計繰出金のほか、山田牧場にぎわいの場創出事業において建築資材等の高騰に伴う施設整備工事請負費の追加など1,166万9,000円追加、歳入では、国庫支出金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で2,111万6,000円追加、繰越金で、令和4年度からの繰越金2,855万5,000円追加、村債では、一般廃棄物処理事業債120万円を追加いたしました。

議案第38号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、奥山田温泉の起債元金の繰上償還に伴い、歳入歳出それぞれ585万4,000円を追加し、当初予算からの累計額を4,276万円とするものであります。歳出では、公債費の元金に585万4,000円を追加し、歳入では、繰入金の基金繰入金で125万1,000円を減額する一方、他会計繰入金で、一般会計繰入金710万5,000円を追加いたしました。

議案第39号 令和5年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、資本的支出の建設改良費において、久保水中間配水管布設工事の実施に当たり、資材の高騰等により予算に不足が生じることから、委託料及び工事請負費で690万円を追加し、資本的収入では、企業債690万円を追加するものであります。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分した条例の承認を求めることについて（村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分した条例の承認を求めることについて(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第4号 専決予算の承認を求めることについて(令和4年度高山村一般会計補正予算(第8号))を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第5号 専決予算の承認を求めることについて(令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算(第5号))を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから承認第6号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第6号 専決予算の承認を求めることについて(令和5年度高山村一般会計補正予算(第1号))を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから同意第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案について討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

同意第1号 高山村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、同意第1号 高山村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立11人)

○議長(西原澄夫議員)

起立全員です。

本案は同意することに決定しました。

これから議案第32号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第32号 財産の取得について(除雪ドーザ)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第33号 財産の取得について(凍結防止剤散布・除排雪作業ダンプ)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第34号 財産の取得について(コンバイン)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号及び議案第36号の2件についての一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号及び議案第36号の2件については、お手元に配りました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第35号及び議案第36号の2件については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 案 付 託 表

議 案	付 託 委 員 会
議案第35号 村税条例の一部を改正する条例	総 務 文 教 常 任 委 員 会
議案第36号 高山村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	福 祉 産 建 常 任 委 員 会

○議 長（西原澄夫議員）

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に付託しました議案第35号及び議案第36号の2件については、会議規則第45条第1項の規定によって、6月7日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第35号及び議案第36号の2件については、6月7日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

議案第37号から議案第39号までの3件については、後日審議としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第37号から議案第39号までの3件については、後日審議することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日から5日までは休会とします。

来る6日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午前11時05分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月1日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 高 井 央 葉

署 名 議 員 黒 岩 清 道

署 名 議 員 湯 本 辰 雄

令和5年第2回高山村議会6月定例会一般質問目次

令和5年6月6日（火曜日）

10番	山寄秀治議員	19
	教育費等の負担軽減について	
	保育行政について	
	上下水道基本料金の減免について	
2番	勝山正弘議員	31
	地域のDX化の取組みについて	
	道の駅（にぎわいの場）の設置について	
11番	柴田弘男議員	39
	災害時の避難対応について	
3番	滝澤 聖議員	43
	交通安全教育とシニアカー取り扱い理解向上について	
4番	梨本 進議員	46
	子どもたちに「村出身、古川雄大さん主演のミュージカル・ピカレスク」の劇場鑑賞を	
	雷滝トイレ整備と観光施設の冬季閉鎖について	
8番	湯本辰雄議員	55
	公文書の保存と公開について	
	子供医療費のレセプト代について	

令和5年第2回高山村議会6月定例会会議録（第2号）

令和5年6月6日（火曜日）

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

質 問 し た 者

10番 山 寄 秀 治 議員	2番 勝 山 正 弘 議員
11番 柴 田 弘 男 議員	3番 滝 澤 聖 議員
4番 梨 本 進 議員	8番 湯 本 辰 雄 議員

出 席 議 員（12名）

1番 久保田 雄 吉 議員	2番 勝 山 正 弘 議員
3番 滝 澤 聖 議員	4番 梨 本 進 議員
5番 沖 島 祥 介 議員	6番 高 井 央 葉 議員
7番 黒 岩 清 道 議員	8番 湯 本 辰 雄 議員
9番 松 本 茂 議員	10番 山 寄 秀 治 議員
11番 柴 田 弘 男 議員	12番 西 原 澄 夫 議員

欠 席 議 員（なし）

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行	副 村 長 藤 沢 敏 和
教 育 長 澁 谷 茂 夫	総 務 課 長 宮 川 裕 明
住民税務課長 （会計管理者） 西 原 一 美	健康福祉課長 堀 一 生
産業振興課長 小 淵 義 彦	建設水道課長 （定住支援室長） 荒 井 孝 浩
教 育 次 長 （人権推進室長） 山 崎 久 志	

事務局出席職員

事務局 長 山 寄 賢 一

書

記 槇 田 和 子

午前10時00分 開 議

○議 長（西原澄夫議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議 長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

テレビ中継のほかに、質問者のカメラ撮影を許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議 長（西原澄夫議員）

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

おはようございます。

3項目、質問をいたします。

初めに、教育費等の負担軽減について伺います。

岸田首相が年頭の記者会見で打ち出した異次元の少子化対策の具体化として、3月31日には小倉こども政策担当大臣がこども・子育て政策の強化について（試案）、次元の異なる少子化対策の強化の実現に向けてというたたき台を発表しております。

たたき台では、児童手当の18歳までの延長、所得制限の撤廃や保育士の配置基準改善、こども医療費助成実施自治体へのペナルティー廃止などが盛り込まれて、これは当然のことだと思います。

学校給食は無償化に向けて課題の整理が記されていますが、検討に終わらせてはならないと感じ

ています。

結婚をするのかしないのか、子どもを持つのか持たないのかは1人ひとりの生き方の選択で、政治が口出しすることでないことは明らかです。

高山村でも進んでいる少子化の背景には、それぞれの皆さんが選択の実現を進めていく上で、それを阻むことを政治がつくり出し、放置してきたことがあるのではないのでしょうか。

政府のたたき台では、少子化の背景として、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事や育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育に係る費用負担などを指摘していますが、これを解決する施策が抜け落ち、不十分と言えます。教育費の負担軽減が抜け落ちていること、教育の無償化、給付制奨学金の拡充、奨学金返済半額免除を私たちは求めております。

夫婦が理想の子どもの数を持たない最大の理由は教育費の高さ、とりわけ大学、専門学校や私立高校の授業料の高さといえます。私立大学の初年度の納付金の平均は130万円を超えます。大学、専門学校は無償化を目指し、直ちに半額にし、高校は全面無償化するべきと考えます。

若い皆さんの経済的な不安定さの大きな要因は、不安定で低賃金の非正規雇用を広げてきたことにあります。労働者派遣法などの改正で正規雇用の転換を進めること、同一労働同一賃金、中小企業への支援とセットで最低賃金1,500円、男女賃金格差の是正、ケア労働者や非正規公務員の抜本的な処遇改善が必要です。

政府は、2024年度からの3年間の加速化プランの追加予算を年間3兆円半ばと試算し、財源として高齢者を標的とした社会保障給付の削減と、社会保険料の引上げを念頭に置いた支援金制度の構築を織り込みました。少子化を口実に高齢者と現役世代の対立をあおり、さらなる国民負担増、給付減を狙っています。具体的な財源確保策は年末に結論を出すとなりました。子ども予算の拡充より軍拡財源づくりを優先させるとともに、解散含みの情勢の下で給付減や社会保険料引上げの明示を先送りにした形です。

さて、教育費の高さが少子化の背景の一つとなっていますが、その中で、大学、専門学校の授業料などについては、村が独自の奨学金制度を充実させることなどでしか対応することは困難性があります。そうした中で、せめて村が十分対応できる、義務教育における保護者、家庭の負担軽減に一層取り組むことが求められていると思うのです。

令和3年度の市町村別学校納入金等の調査では、中学校の1人平均は10万4,263円です。本村は6万2,203円で県平均より低くなっており、小学校は1人当たり7万6,531円、本村は4万5,167円と、こちらも県平均を下回っています。

この納入金の中で金額の大きいのが給食費です。学校給食費を無償化している自治体は県平均を大きく下回り、保護者、家庭の負担を軽減しております。南佐久郡は、川上村5万3,000円台、南牧村は3万6,000円台、佐久穂町6万4,000円台、北佐久郡御代田町4万8,000円台です。こうした

点で、私は学校給食費の完全無償化を一層求めていくと同時に、教科活動や修学旅行に係る経費等についても軽減することを求めていくことを改めて表明するものです。

こうした学校に直接納める学校納入金以外にも、保護者には多くの負担が重くのしかかっているのが現状です。例えば、中学入学となると制服が必要。学校指定の運動靴等々、様々な用意が求められ、家計の負担が重くなります。この大幅な軽減が求められると考えるものです。経済的な心配なく、それこそ義務教育を受けさせることができるよう配慮が求められると思います。

様々な援助が考えられますが、当面、入学祝い金の大幅な増額で保護者負担をカバーすることを求めるものですが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

おはようございます。

教育費等の負担軽減についてお答えいたします。

小中学校では、子どもたちの教育活動に必要な物品の購入に係る費用の一部を保護者の皆さんに御負担いただいております。このうち、保護者負担の主なものは、小中学校ともに教科に関する副読本やドリル帳などの教材の費用が大部分を占めており、そのほかに修学旅行等の旅行的行事に係る貯金等がございます。また、教育活動に必要な物品の購入につきましては、子どもたちが使用し、その成果物が子どもたちや家庭に還元される物品等を原則保護者負担とさせていただいておりますが、共同で使用する教材や、子どもたちに直接還元されないものは公費負担としております。

しかしながら、本村では、保護者の経済的負担軽減を図る目的で、給食費の補助や学校で行われるテスト用紙の印刷代、社会科見学等で使用するバス代やスキー教室のインストラクター指導料などに係る費用を村単独で負担させていただいております。

そこで、入学祝い金の増額についてのお尋ねであります。この入学祝い金につきましては、村の将来を担う子どもたちが人生の節目となる小学校及び中学校へ入学するに当たり、健やかな成長を願って、平成28年度からお祝いとして1人につき1万円を申し上げているところであります。

議員お話しのように、教育にかかる費用は幾ら義務教育といえましても決して安くないと認識しておりますが、これまでも申し上げてまいりましたように、子育て支援は1つのものに特化することなく、総合的な視野に立って考えていくべきものと思っておりますので、特に次年度は私の公約であります給食費の無償化に向けて検討してまいることとしておりますので、入学祝い金の増額につきましては難しいものと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

今、学校納入金の中身について、村はこうしたこともやっていますよというお話がありました。先ほど申しあげましたように、確かに中学校で見ても、長野県の平均は10万円、高山は6万2,000円ということで4万円ほどの差があつて、これはかなり学校給食費を、今年は1食161円ですか、補助している、そういったところが大きな影響を与えていると思います。

しかしながら、例えば教科活動で見ましても、全体で332万5,000円の負担となっております。あるいは、遠足、修学旅行の負担は210万円、こうした負担がそれぞれの家庭に求められていまして、この学校納入金についても縮減を求めています。私は今回、特にこうした学校納入金以外にも、非常に家庭に教育費の負担が重くかかっているということを申しあげました。制服であるとか、運動靴であるとか、かばんであるとか等々であります。そして、これをある人は裏教育費だと。実際、直接学校に納めるわけではないが、教育に係る費用ということで裏教育費だなどと呼ぶ人もおりますが、こうしたところも大きく軽減していくことが求められていると思います。

最初の質問で申しあげましたが、少子化の原因の一つに教育費の負担感が大きいということが政府のたたき台でも述べられているということも申しあげましたが、村長もこの教育費の負担の高さが少子化に影響しているというようなことについてはどのようにお考えでしょうか。その点、お願いします。

さらに、私は一つ一つ細かに対応することもいいんですが、ここはなかなかシステムの難しいので、例えば入学祝い金については大幅5万円とか10万円とかというふうに引き上げて、特に入学時に多額にかかる経費について、そこでカバーしていくことが必要ではないかと思いますが、再度お願いをいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

再質問にお答えいたします。

1つは、教育費のどの程度、どう考えるかということですが、私、今2番目の入学金と併せて総合的に判断をすると、こういうふうな考えを申し上げてまいりました。そして、今回については、確かに教育全般にかかるというのは、いわゆる生まれてから教育が終わるまでにどのくらいかかるかというふうなところもよく報道をされておりますけれども、そういった点が子どもの養育ということで、親御さんにおいては大変だということはもちろん承知をしております。そういった点で、少しでも教育費の負担とか支援が自治体としてできる範囲であれば、そういった点でも、子どもさんを持つ家庭、少子化にも多少は影響してくると、このように私は考えております。

次に、入学祝い金につきましては、先ほどいろいろな格好で申しあげましたけれども、次年度については給食費の無償化について検討をしていきたいと、このように申しあげました。そういった

時点で、総合的に判断したときにはそういったこともありますので、入学の祝い金については今の状況をそのまま堅持しまして、また検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

政府のたたき台でも、子育てや教育に係る費用負担などが少子化の背景としてあるんだと、このように言われているわけでありまして、当然、学校給食費の無償化に踏み出していただくことはそのとおりだと思います。そのことはいち早くやっていただきたいと思いますが、いずれにしても、全体として教育費、教育に係る費用の軽減を図っていくべきだということで、引き続きそうした立場で求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、保育行政について質問をいたします。

保育に対するニーズが多様化する中で、一層の保育行政の充実が求められていると思っております。

今回、この問題で2点質問をいたします。

1点目は、保育園での使用済みおむつの処分についてです。

今年の1月23日付で、厚労省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、そして厚労省子ども家庭局保育課から「保育所等における使用済みおむつの処分について」という事務連絡が出されております。ここでは、認可保育所における使用済みおむつの処分についての調査依頼に基づいた調査の結果を踏まえ、保育所においては使用済みおむつの処分を行うことを推奨することとしたとしております。

調査結果では、公立保育所でおむつの持ち帰りが無い723自治体のうち567自治体から回答があったわけですが、公立施設では90%超がおむつを園で廃棄しています。そして、処分費用は園の運営費の中で負担をしている、これが70%となっています。園で処分することとした理由は、保護者の負担軽減が最多となっています。この問いに対して回答があったのは182自治体ということですが、118自治体が保護者の負担軽減を園で処分することとした理由に挙げております。ほかには衛生面の配慮、感染症等への配慮、保育士の負担軽減等となっております。この事務連絡をどのように受け止めておられますか。

また、村は今後使用済みおむつの処分についてどのように進めていかれるのか、伺います。

2点目、育休退園ということについて質問をいたします。

保育施設に子どもさんを預けている御家庭に、下の子どもさんが生まれ、親が育児休業を取得すると家庭で保育が可能とみなされ、保育施設に通うお子さんが退園させられる育休退園があります。育休退園は主に3点で問題があると指摘をされております。

①上の子と生後間もない下の子を見る負担が大きい、②育休終了時に2人の子どもを同時に入園

させることができるかという不安を抱える、③上の子が保育士や友達との関係から離れ、それまで得ていた遊びの場や機会を失う、こうしたことを指摘されております。

首都圏の主要都市や政令市の100自治体を調査したものがあります。この中で、無条件で在園が認められる自治体は、墨田区、立川市、八王子市、さいたま市など23自治体になっております。県内ではどうか。これはあるところが電話で確認したということになっておりますが、長野市、上田市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市などは、短時間利用ですが、在園可能となっております。こうした自治体でも、育休対象の子どもが1歳に達するまでというところが、長野市、飯田市、小諸市等であります。育休取得期間中は全て認めるというのが、上田市、中野市、飯山市、千曲市となっております。お隣の須坂市は、保育の必要性が認められないとして継続利用ができないとのことであります。

そこで伺います。

村は育休退園という問題について、どのように対応されているのでしょうか。

これまでに育休退園の例はありますか。

この育休退園問題の最終的判断は市町村に委ねられていると思いますが、今後この問題についてどのように取り組まれるか伺います。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

保育行政についてお答えいたします。

議員お話しのとおり、令和5年1月23日付厚生労働省事務連絡によりますと、使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは、保護者にとって大きな負担軽減になるとともに、保育士や保育教諭にとっても、使用済みおむつを子どもごとに振り分ける業務がなくなることで負担軽減にもつながることから、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨するとしております。

現在、たかやま保育園では、保育士が園児の使用済みおむつの排泄物等を確認し、取り除いた上で、保護者に家庭へ持ち帰っていただいております。その際、排泄物等に異変を感じたときは、そのままの状態にして、お迎えのときに保護者に確認していただいております。

そこで、まず初めに、この事務連絡の受け止めについてのお尋ねであります。今回の事務連絡を受けまして、教育委員会といたしましては、おむつを持ち帰ることが保護者にとって大きな負担となっていることや、保育士にとっても業務の負担になっていることを改めて認識するとともに、今後とも園児や保育士に寄り添った保育行政等を行う必要があるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、使用済みおむつの処分についての進め方でございますが、保育園で使用済みの紙おむつを処理するためには、紙おむつの保管場所や保管方法とともに、事業系一般廃棄物として処分を専門

業者に委託することとなりますことから、その処分に係る費用が発生するなどの課題が生じてまいります。

このため、教育委員会としましては、保護者の御意見等や、ただいま申し上げた課題を整理した上で、国の事務連絡に沿って前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、育休退園の対応についてのお尋ねであります。村では国の育児休業中における保育認定の原則的な考え方にに基づき、次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上、環境の変化に留意する必要がある場合、また保護者の健康状態や、その子どもの発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合などを保育認定の要件としております。

このため、たかやま保育園では、例えば3歳未満児のお子さんが保育園を利用中に保護者が育児休業を取得された場合、生まれたお子さんと保護者の健康状態などの聞き取りを行った上で、生まれたお子さんの首の状態が安定する生後3か月頃を目安に一時退園をお願いしております。

なお、令和4年度におきましては1名の育休退園がございました。そこで、育休退園をされた御家庭には、親子が毎日利用できる子育て支援センターの利用や、生まれたお子さんの通院、保護者の体を一時休めるためのレスパイトなどの理由から、利用できる一時保育の案内なども丁寧に説明させていただいております。

また、最近では3歳未満児のお子さんの入所希望者が増えておりますが、特に成長の変化が著しいお子さんとの時間をできるだけ一緒に過ごして成長を温かく見守っていただくことも必要かと思っております。しかしながら、御家庭の事情等により家庭で保育することができないお宅もあることや、近年、少子化問題は待ったなしの課題であり、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりが必要でありますことから、個々の御家庭の実情等をお聞きした上で適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

使用済みおむつの処分の問題についてです。

それぞれ、今、保育園でも、紙おむつを処分する際に異常があった場合は丁寧に伝えられているわけですが、厚労省の事務連絡でも、使用済みおむつの処分にかかわらず、保育所等においては、引き続き便の状態や回数等を保護者へ伝えるなど、子どもの健康状態等の共有に配慮をお願いしたいと、こういうふうになっておまして、例えば紙おむつを園で処分した場合であっても、このように保護者の皆さんと密接な連絡を持ちなさいよということをおっしゃっております。したがって、私は、もし仮に園で使用済みおむつを処分するとしても、当然こうした対応をされるであろうし、されるべきだというふうに思っています。

そこで、今課題が幾つかありました。確かに保管場所、そして処分費用というものが発生してきますが、保護者の負担や保育士の負担等を考慮するならば、やはり厚労省のこの紙おむつ処分については園で処分することを推奨するというふうになっているわけで、こうした方向が私も望ましいというふうに思います。

厚労省の通知、事務連絡、それを全て振りかざして何かしようとか、押しつけるとか、そういうことを求めているわけではありませんが、いずれにしても保育士の負担、あるいは家庭での負担、私も保育園に未満児を預けているある方にお聞きしましたが、預けた最初は確かに紙おむつの確認はしていたと、けれど、もう今は全然、持ち帰ったら即廃棄処分をしていますというようなお話がありました。したがって、保育園と園児を預けている保護者の皆さんとの密接な配慮、引継ぎがあれば、紙おむつを無理に持ち帰ってわざわざ確認しなくても可能だと、子どもの健康状態について、というふうに思います。

したがって、早急に課題を整理して、使用済み紙おむつについては園で処分されることが望ましいのではないかと思います、その点、もう一度お願いしたいと思います。

次に、育休退園という問題なんです。個々の家庭の実情に応じて対応していく、これはそのとおりなんです、先ほど言いましたように、これは市段階の調査ではありますが、既に多くの自治体で、特に保護者からの申出がない限り育休退園は迫らないという形になっているわけです。当然、それぞれの自治体は短時間利用、短時間利用といってもほぼ終日の保育時間になりますが、預かっているわけです。

保護者の方が、私は育休中だから子どもさんをうちで見たいということであれば、それは保護者の皆さんの希望なので当然なんです、やはり高山村は育休退園を求めませんよということをお願いすることによって、子育てしやすい村ということを宣言することができるのではないかと思います。

ここに、ある市の市立の保育園の保護者の声があります。ちょっと紹介させていただきたいと思います。退園になった子ども、保護者の複雑な気持ち、市は分かっているのか。誰も納得しない。あるいは、未満児、ゼロ歳児、1、2歳児ですね、保育してきて、やっと自我が芽生える大事な時期に、すばっと退園させられる子ども。大人は理解できるかもしれないが、子どもにとっては、なぜ保育園に行かないの、〇〇ちゃんと遊びたい、〇〇先生はと、今までの生活を奪われた思いだと。3歳になって在園していた保育園に戻れる可能性、保証もないのに退園させられるのはおかしい、ひど過ぎる。こうした声も寄せられているわけです。

高山村は定員にまだ空きがありますから、3歳になってもすぐたかやま保育園に預けられることは可能かもしれませんが、やはりこうした様々な不安を保護者に与えない、持ってもらわない、このことは非常に大事なことで私は思います。

したがって、高山村では育休退園ということは特に求めませんよということの大々的に宣言して、

子どもさんを持つ保護者の皆さんが安心して子どもさんを産み育てられる環境をつくっていくべきではないかと思いますが、その点、お願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再質問にお答えいたします。

2点あったかと思えます。

1点目、紙おむつの処分について、今後の対応についてということでございます。

この部分につきましては、議員おっしゃられたとおり、保護者の負担というものにつきまして、今回改めて認識をさせていただいたところでございます。この分につきましては、先ほども申し上げましたが、課題等整理し、保護者の皆さんの負担、さらには保育士の負担軽減に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目でございますが、育休退園につきまして、村で積極的なアピールをということかということでお答えさせていただきます。

この分につきましては、保育に必要な理由というところで幾つか項目ある中での一つに、育休の部分につきましても、体といますか、体調等によりまして認めて、保育が必要だと認めるというところの考え方もあろうかと思えます。その部分について、やはり未満児の保育、未満児の園児の皆さんと御家族との関係性、また御家庭の考え方などもございます。そのあたり、保護者の希望に寄り添って、保育園としても対応できることが望ましいのかなというふうに考えております。

したがって、この部分について何か明確なアピールをということでございますが、考え方の中では、その不安を取り除く、そういうことをもちまして保護者と丁寧に寄り添って話し合いをし、希望に添えるようなことを対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎議員。

○10番（山崎秀治議員）

育休退園という問題なんですけれども、やっぱり市の段階でも対応は正直分かれてはいます。先ほど申し上げましたように、長野、上田、中野、飯山などでは、育休対象の子どもさんが1歳に達するまでというような条件もついていますけれども、それでも育休退園を迫るということはしないわけですね。3か月たったら退園してくださいというようなことは言わないということを行っているわけです。一方、それはちょっとほかのすぐ隣の市を出して申し訳ないが、保育の必要性がないとして継続利用はできませんよということを言っている自治体もあることもあります。

私は、やっぱり子どもさんを安心して産み育てられるためには、たとえ上の子が3歳以上児にな

っていないくても、子どもさんを産んでも保育園で預かっていただけるんだと、そういう安心感というのは必要だと思うんですよ。したがって、個々のケースも確かに大事なんですけど、もう一般的に育休退園ということは求めませんよというふうにしていただくことはできないですか。その点、お願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再々質問にお答えします。

育休退園の対応についてでございますが、今現在も保育園、育休の方の対応につきましては、何かこういう理由でということに迫る、何かすばっと判断するという考えではございません。あくまでも御希望に添って不安を取り除き、安心して子育てに対応していただけるように、そこは対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎議員。

○10番（山崎秀治議員）

ちょっとなかなか歯切れがよくないというか、悪いような感じもするんですよ。

確かに個々に寄り添ってやってもらうことはいいんだけど、その前提として、育休退園という制度については、村はもうそんなことは求めませんよと、希望があれば幾らでも受け入れますよということを宣言して、子育て応援をしていただきたいと思います。

3項目め、上下水道料金の基本料金減免について質問をいたします。

2022年度の消費者物価指数は、変動の大きい生鮮食品を除く上昇率が歴史的な高水準と言われます。帝国データバンクによりますと、食品の値上げラッシュは今年になっても収まらず、2月は5,528品目、3月は3,472品目、4月は5,116品目で値上げとなり、5月以降も昨年を上回る予想と見られます。このペースが続けば、2023年の値上げ品目数は、2022年の2万5,768品目を大きく上回り、3万品目に達するおそれもあるようです。

一方、働く人の賃金はどうかという点です。

厚労省が5月23日に発表したものによれば、実質賃金はマイナス2.3%と大幅な低下です。内閣府の資料では、名目賃金は1991年を100として、2020年は100.1、同じ時期、フランス181.7、ドイツ200.5、アメリカ249.1、イギリス243.4です。実質賃金はどうか。日本は103.1。一方、フランスは129.6、ドイツ133.7、アメリカ146.7、イギリス144.4で、こう見ると日本の異常性が際立っているとと言えます。

全労連、全国労働者組合総連合が独自に計算した資料では、1997年を100としていますが、実質賃金、2016年までしか出ておりませんが、2016年は89.7。つまり10%以上も実質賃金は低下してい

ます。この同じ時期、ドイツは116.3、アメリカ115.3、イギリス125.3、フランス126.4、この資料からも、諸外国と比較して日本の賃金が低く推移していることがはっきりとしております。物価は上がっても賃金は上がり、庶民の生活は厳しさを増していると言えます。

こうした中で、村は水道料金の基本料金について半年間の減免を実施することとしておりまして、村ホームページにも最近このことが掲載をされておりました、そのこと自体は評価するものであります。しかしながら、基本料金そのものが少額であること、また半年間と短期間であることから、この水道料金の基本料金減免についての期間延長を求めたいと思います。

さらに、少なくない自治体で下水道料金も減免をしております。村の下水道料金は8 m³1,170円の基本料金となっております。その後は超過料金体系となっていきます。この基本料金についても水道料金と同様に減免することを求めるものですが、答弁をお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

上下水道基本料金の減免についてお答えいたします。

世界的な社会・経済情勢の悪化や、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響を受け、電力やガス、食料品等の価格が高騰し、日常生活や経済活動に大きな影響を及ぼしておりますことから、これまで村では国の電力等価格高騰重点支援地方交付金等を活用し、子育て世帯や高齢者等を対象に経済的な支援をしてきたところであります。

さらに、今年に入ってから、電力や食料品等の価格高騰が著しいことなどから、本年度の重点施策の一つとして、水道使用料の基本料金を減免し、村民の皆様の経済的な負担軽減を図ることとしたところであります。

そこで、水道料金の減免期間の延長についてのお尋ねでございますが、水道使用料の減免につきましては、公共施設等を除く一般家庭及び事業者を対象に、本年4月、5月に使用し、6月納期となる第2期分から10月納期となる第4期分までの6か月間の基本料金を減免することとしております。

この基本料金の減免期間の設定に当たりましては、国において電気及びガス代高騰対策として実施しております、電気・ガス価格激変緩和対策事業の期限が9月までの使用分を補助することとしておりますことから、村でも国に準じて9月末までの使用分を補助させていただくこととしたところであります。

このため、今後の物価高騰等がどのように推移していくのか、先行き不透明な状況にありますことから、その対応は大変難しいものがあると考えております。しかしながら、物価高騰等により村民の皆様が大きな影響を受けておられますことから、引き続き、経済情勢や県内自治体の動向などを注視しながら、今後の状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、下水道基本料金の減免についてのお尋ねでございますが、本村の下水道は、高井地区と山田温泉地区は公共下水道区域で、牧、中山及び奥山田地区は農業集落排水区域としており、現在両区域の水洗化率は93.1%で、残りの6.9%に当たる166世帯は接続されていない状況であります。一方、下水道処理区域外となっております福井原や山田牧場など97世帯は、合併処理浄化槽等で対応していただいているところであります。

このように下水道に接続されていない世帯や、下水道処理区域外でやむを得ず合併処理浄化槽を設置されておられる方など、仮に下水道料金を減免した場合、対象とならない方が数多くおられますことから、下水道料金を減免することは難しいものと考えております。

したがって、上下水道は村民の皆様のご日常生活に欠かすことのできないものであり、物価高騰等の影響を受けている村民の皆様にご支援申し上げることは大変重要なことであると考えておりますので、水道料金の減免の延長につきましては、先ほど答弁を申し上げましたように、今後の経済情勢等を注視するとともに、県内自治体の動向なども参考にしながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

———山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

まず、上水道、水道料金の減免についてですが、今、村が行っている基本料金の減免でいきますと、多くの家庭が使用している13mmは1か月350円、そこに消費税という形になります。したがって、2か月ごとの計算になりますので、700円プラス消費税、770円かと思います。それが3回ですから2,000円ちょっとですかね。

この料金システムが、基本料金が低く設定されていて、その後、使用量に応じて料金計算がなされていきますが、ほかの自治体、いろいろ自治体ごとに料金システムは違いますが、基本料金は、例えば8㎡まで基本料金に含めているところも結構あるわけです。そうした点で、私は、前々回ですか、8㎡までの使用料も含めて減免はどうかという提案もしたところですが、そこはそれを取り入れていただけなくて、基本料金のみ減免になったわけです。

私は、やっぱりこの基本料金そのものが定額であったりすることから、今村長は、経済情勢、あるいは他自治体との動向というようなことを言われましたけれども、ここは少なくとも延長して、最低でも1年間ぐらいはやっぱり生活を応援するという立場を取ることが必要ではないかと思いますが、そんなに経済情勢がすぐ好転するわけではありませんし、物価、食料品だけを見ても、これからまだまだ値上げされるものがあるわけです。そして、先ほど村長が言われましたように、ガソリンなどの支援も9月ぐらいで終わるわけですね。そうすると、ガソリン価格も高騰していくと、値上げになっていく可能性も捨て切れないわけで、そうした点からすると、やっぱり生活を応援していくということであれば、少なくとも現時点で1年間ぐらいの減免をされたらどうかと思います。

が、いかがでしょうか。

次に、下水道料金の基本料金減免についてですが、確かに公共下水、それから農業集落排水に加盟されていないお宅もあつたり、私もそうですけれども、合併浄化槽で対応している家庭もありますが、しかし、ほとんど多くは公共下水、農業集落排水を利用されております。

こうした点で、例えば加入されておられない世帯、あるいは合併浄化槽を利用している世帯については別途何か方策を考えると、下水道料金についても減免して生活応援するということが必要ではないかと思いますが、再度お答えをお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

2つの再質問にお答えしたいと思います。

まず、水道料金の基本料金につきましては、今現在、基本料金、半年ということで実施させていただいておるわけですが、それが9月までと。その後の経済情勢も、今議員によれば好転する見通しはないと、こういうふうなことがあった場合には1年間延長すべきではないかと、こういう御質問ですが、状況を見ながら判断したいと思います、そういった点で、それと当然、県内の自治体も参考にしながら検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に、下水道の基本料金ですが、先ほど一応いろいろなことで、下水道に接続していない御家庭については別途検討したら、こういうお話がありましたけれども、全体としてはやはり公正ということも基本に置いて、じゃ、いかに何をやったら公平公正になるか、この辺も含めて考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西原澄夫議員）

以上で山寄秀治議員の質問を終わります。

—————2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

私のほうの一般質問は2項であります。

最初の質問は、地域のDX化の取組みについてです。

DXイコールデジタルトランスフォーメーションの略で、定義は、ビジネス環境の激しい変化に対応し、デジタル技術とデータを活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品のサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争の優位性を確立することとされています。

国が策定した計画に基づき、村のDX推進計画策定は、村民の利便性向上、行政事務の効率化、地域課題の解決の3点を重要事項としていると思われまふ。昨年4月には、村は組織改正を行い、

総務課に企画政策係を設置しました。今年、より専門性のある計画を作成するため、民間企業2社と包括連携協定を締結しました。

ただ、村民には十分な説明が乏しく、また周知、理解することが困難と思われます。各取組み事業について、どのような具体的な取組みを村は考えているのか、伺います。

1つ目、村民に対する利便性の向上として、取組み事業の具体化と、その実施時期はいつか。

2番目、行政事務の効率化として、アナログの仕事からIT利用、そしてDX、オンライン自動化の考えられる期待する効果は何があるか。

3番目、産学官の連携で、産業振興、村づくりを目的に、地元大学、信州大学や国立高専等との連携を当村は行っていないが、どうしてか。

4番目、当村の一般財源の安楽的な使用、新しい補助金の存在の見逃しや補助金の申請忘れ、こうしたものの防止のために、役場内各部署の国や県の補助金の利用状況や、他の市町村の補助金利用の情報共有化ができないのか、答弁願います。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

地域のDX化の取組みについてお答えいたします。

政府は、令和2年12月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しております。

このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて高く、国では自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するため、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画、いわゆる自治体DX推進計画を策定し、支援策等を取りまとめるとともに、自治体が着実にDXに取り組めるよう、自治体DX推進手順書を作成しております。

これを受け、自治体では手順書に沿ってDX推進計画の策定に取り組んでおりますが、本村におきましては、昨年度から「高山村DX推進計画」の策定に着手するとともに、より早期に実効性の高い計画としていくため、専門知識の豊富な事業者の支援を受けることとして、本年4月17日に2つの民間企業と包括連携協定を締結させていただきました。

この連携協定では、1つに村民の利便性の向上、2つ目に行政事務の効率化、3つ目は地域課題の解決、この3つの視点から「高山村DX推進計画」の策定に取り組んでいくこととしております。

そこで、村民の利便性が向上する事業の具体化と、その実施時期についてのお尋ねであります。村では村民の皆様の利便性を向上するため、まずはマイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化に取り組むため、国が対象としている児童手当や介護保険等に関する27業務のオンライ

ン化に向けて、昨年度末にシステム改修を完了しております。このシステム改修に基づき、現在役場内において受付体制等の準備を進めており、体制が整い次第、住民の皆様には周知を図ってまいりたいと考えております。

また、国が対象とする27業務に加え、今後、体育施設や公民館の会議室等の貸出しの手続きにつきましても、関係部署と実施内容や時期などを検討し、DX推進計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、行政事務の効率化により期待される効果についてのお尋ねですが、行政事務につきましては、事務処理手順が法律や法令、要綱等により定められていることから、複雑かつ業務分野が多岐にわたるため、誤りのないよう細心の注意を払って執行する必要があります。

一方、事務処理を正確に行うため、業務によっては従来からの事務処理手順にのっとりた事務や、議員御指摘のアナログの業務につきましては、IT技術を活用してデジタル化することで、職員の事務処理に要する時間を短縮することが可能であり、事務処理時間を短縮することでこれまで以上に業務に対応することができるようになるほか、将来にわたって持続可能な村づくりに取り組む時間等に費やしてまいりたいと考えております。

こうした行政事務の効率化によって、村民の皆様にとってもさらに住みやすく、将来に希望の持てる村づくりの推進につながるものと、大いに期待しているところであります。

次に、産学官の連携により産業振興を目的とした地元大学等との連携についてのお尋ねですが、今回の包括連携協定につきましては本年4月に締結したばかりで、DX推進に係る協議はまさにこれから進めていくところであります。このため、地元大学等との連携に関しましては、現時点で連携を否定するものではなく、高山村の持続可能な発展のために必要であると判断した場合は、協力を依頼することも選択肢の一つと考えております。このため、地元大学等との連携に関しましては、まずは締結した包括連携協定の中で協議してまいりますとともに、村民の皆様や関係者の御意見等をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、国等の補助金活用に関する情報の共有化についてのお尋ねですが、本村では、官公庁の独立したネットワーク上にあるLGWANシステムで送受信する電子メールのほか、一般のインターネット上で送受信する電子メールの2種類を活用しておりますが、国や県等の補助金に関する情報は、各省庁等から県を経由するなどして主に電子メールで提供されるため、各業務担当は電子メールを確認することで補助金制度の情報を取得しております。

また、いずれの電子メールも部署ごとにアドレスを割り振りし、各部署の全ての職員が電子メールを確認することができるため、補助金制度や他市町村の活用状況などを始めとする電子メールで受信する情報は、全ての職員が確認できる仕組みとなっております。

このほか、職員ポータルサイトや職員間のチャットツールを活用した情報共有のほか、課長会議や係長会議においても、横断的に情報共有が必要と思われる事項に関しましては協議しており、現

段階でICTを活用しなくとも一定の情報の共有が図られているものと考えております。

また、電子メールの見忘れ等により、有益な補助金制度の情報を見逃したり、申請漏れのないよう、各担当係長は責任を持って日々メールをチェックすることとしており、加えて、予算計上に当たっては、必ず補助金等の特定財源がないか十分に検討し、安易な予算計上をしないよう徹底を図っているところであります。

したがって、今回締結いたしました包括連携協定によるDX推進の取組みは、ようやくスタート地点に立った状況でありますので、村の発展に寄与するような事業が今後明確になってきた段階で、議会や村民の皆様にも周知してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

再質問であります。

1番目の件ですが、2023年5月15日の広報たかやまでは「『高山村DX推進計画』を策定した後、5年間程度で具体的施策を実施する」となっていますが、対応のほうが遅いのではないかと。5年かかるというのはちょっと遅いと思われます。というのは、既に県内の計画を策定した村では、2020年から2年ほどで策定を実施しており、今年4月から運用を開始しているという村もあります。

当村はこれから5年かかるというのと、ほかではもう策定は2年間ぐらいで済ませて運用が開始されているというところが、ちょっと開きがあり過ぎるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

令和5年の予算書には、新規事業としてDX推進計画策定を上げられています。事業費はゼロ円となっていますが、費用をかけずにどれだけ進められるか、疑問であります。この点についてもちょっと答弁願います。

あと、2番目の自治体の行政手続きのオンライン化は、デジタル手続法、これ令和元年5月公布で、子育て関係15手続、介護関係11手続、被災者支援関係1手続、自動車保有関係4手続の計31手続が原則必要とされています。努力義務ということで、それを全てやらなきゃいけないというわけではありませんが、当村はこの手続きのオンライン化の中で31業務をやる予定はあるのかどうか、それをちょっと伺います。

それと、3番目の産学官の連携、これについては、当村はこれからですという話でしたが、近隣の市町村は活発にまちづくりやその見直し、防災の連携協定等を実施しています。須坂市では信州大学、長野県工科短期大学、国立高専、小布施町では国立長野高専といったところで、やはり当村は産学官の連携も遅いのではないかと痛感します。

当村は、県が運営する先端技術活用推進協議会、77市町村が参加していますが、これに加わって

います。でも、同じように県の運営の信州ITバレー推進協議会、これは信大や国立長野高専等、自治体を含めて52機関が参加しているんですが、ここに当村は参加していないんですね。これはなぜ参加しないんでしょう。通称NIT、Nagano Information Technology Council、ぜひ産学官の協力しながら働く、協働効果というところで、当村の公民館の改修や図書館の設計といったところを前向きに設計、デザインまで考えていく必要があると思いますので、これについてもちょっと答弁願いたいと思います。

あと、4番目の件ですが、県は今言った77市町村、11団体、89団体が参加している先端技術活用推進協議会に参加しているということですが、この参加している中では、市町村との情報の共有化が取れる水平連携、あと国と県との連携という垂直連携といった情報取得ができるんですが、この水平連携を行うという考えはないのでしょうか。

参加しているので、ぜひそれは可能性はあると思いますが、これも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

再質問にお答えいたします。

大変多岐にわたっておりますので、もし漏れ等がございましたら、また御指摘お願いしたいかと思っております。

まず、村のDX計画、他市町村と比べて遅いのではないかと、5年ぐらいで具体化してということで広報に載ったということでございます。

村のDX計画、5年間というのは、あくまでも5年間ぐらいである程度大枠をつくりたいと。あくまでも、実際の村のDX推進計画につきましては、年内に策定した上で、ある程度、来年度以降やっていく事業については盛り込んでいきたいと。その計画の中に、順次、毎年度少しずつ、細かいいろいろな事業を盛り込みながら、最終的には5年間の中で一つの形にしていきたいという考えでございますので、5年間、何もしないということではございません。順次進めていくということでございます。順次、毎年住民の皆さんに利点となるようなDX化、そういったものは進めていきます。それを順次進めていながら、最終的に5年間で一つの形にしていきたいということでございますので、御理解いただきたいかと思っております。

それから、国で定めております31業務ということでお話ございました。私、先ほど答弁の中でもさせていただきまして、そのうち27業務につきましては、既にシステム改修は終わっております、すぐにでもうちの村の体制整次、進められる状況ではございます。

ただ、この27業務というのはちょっと特殊的なものでございまして、児童手当、子育て関係で15ということで、児童手当のいろいろな手続きの関係がそのうち大半を占めてございまして、そのほか介

護関係が11ございます。介護関係では、要介護・要支援認定の申請ですとか、そういった関係、それが12ほど占めておりまして、直接、大きく住民の皆さんにすぐやっていただくというような手続きではないかなと考えております。

そのほか、転出届等の関係、引っ越しに係る手続き2つほどあるんですけれども、これにつきましては、既に2月号の広報に載せさせていただきまして、マイナンバーを活用して転出届等ができますよということでお知らせをしている中で、既に御利用いただいている実績等もございます。

また、今年の2月からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付も始めており、これも1つの住民サービスの一環として、DX推進の一つと捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

このように一つ一つ順次広げていきながら、1つの形を5年をめぐりして持っていきたいということでございます。

それから、産学官の関係でございますけれども、産学官連携につきましては、国でもいろいろ示してございますけれども、産学官連携については企業、また大学、それぞれが連携して共同研究を目指していくという場合に有効だと。また、企業と大学の間を行政が結びつけるケース、行政が間に入って企業と大学を結びつける、そういった形もありますよという形で言われております。

いずれにしても、先ほど答弁で申し上げましたとおり、村では企業連携はしないということではございません。今後、地域課題、いろんな課題あるかと思えます。産業振興、また観光振興、いろんな問題あるかと思えますけれども、そういった課題を解決していく上で、必要となれば、そういった大学等にも参加していただく中で連携をしながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、DXのゼロ予算の関係でございますけれども、答弁のときから再三申し上げますとおり、取りあえずここで昨年度から始めた段階でございますので、今年度連携協定をさせていただいた、その連携協定については、あくまでも現在ゼロ経費、負担がございませんので、予算的にはゼロという形には今なっております。

今後、いろんな住民サービスを行っていく中でシステム改修等が生じてくるかと思えます。そういった形の中では、当然予算化をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、県との連携の関係のお話でございますけれども、本当に村、これからどうしていくかと、大きくどのような方針で進めていくかという形で考えている、今ちょうど始めたばかりでございますので、今後そういった県との連携につきましても、十分に検討しながら、何が必要で、どういった面で一緒になってやっていくんだという形を検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

——勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

再々質問ではないんですが、既に策定している県内のほかの自治体、ここら辺の資料をやはり高山村のほうでもよく吟味していただいて、まるきり新しいやつを全部つくるという必要はないので、ほとんど似たような内容であれば、それを、いいところをそのまま使えるということで、短縮してそこら辺の策定ができるんじゃないかと思われま。

朝日村は人口が4,000人足らずで、2060年、国の試算によると2,000人を切ってしまうという中で、じゃ2030年までに3,100人という人口増を、これを使ってやろうということで、必死に今進めているんですね。ですので、高山も、条件的には高山のほうの方が人口多いですし、恵まれていると思いますが、そこら辺、できる限り情報は村としても利用するということで、ぜひ早く進めていただきたいと思います。

個人的には、来週、信大の建築学科の教授の人たちとちょっと情報収集やる予定でいますので、またここら辺も含めて、後日情報のほうを提供させていただきたいと思います。

では、2番目の質問でございます。

道の駅、にぎわいの場の設置についてです。

こちらのほうで資料を出していた数値のほう、少し訂正させていただきます。道の駅は、2023年2月28日現在では、全国で1,204駅、そして長野県では1駅追加になりまして53駅、これが登録されています。どの道の駅も、県内外からお客が押し寄せ、にぎわいを見せています。昨年、信州新町や飯山市の花の駅千曲川がリニューアルされ、活況の様子がかがわれています。

当村では、本年度、にぎわいの場創出事業として山田牧場に約3,300万円の予算化がされています。ほかの議員からも、毎回のように道の駅計画や農産物直販店舗、農産物加工センター、マルシェといった設置計画を進めてほしい旨の要望が上がっています。村長の公約のとおり、にぎわいの場をさらに押し広げていく必要があります。スピーディーな対応が求められると思います。

質問ですが、設置には主要幹線道路と設置スペース、設置場所から自然のすばらしい眺望が条件となると思われます。そうすると、候補予定地はある程度限定されてしまいます。そこらを考慮すると、堀之内、千本松エリア、高山共撰所、高井トレセン西側、久保地区ですかね。あとは高山小学校西側辺りが北信五岳、北アルプスも皆、千曲も眺望できますので、非常にいいところではないかと思われま。

ただ、計画には、候補地の確定や用地スペースの購入、農振の除外、農転といった開発行為には相当時間がかかると思われます。早急に対応しても3年以上はかかると思われます。50年、100年先を見据えての村づくりが今年の村政運営の方針ですので、早期着手を希望いたします。

検討だけでは機を逸すると思われまますが、いかがですか。御答弁願います。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

道の駅、にぎわいの場の設置についてお答えいたします。

現在、県内外に多く存在する道の駅は、ゆったりとした駐車場やトイレ、公園、子どもの遊び場などを備えた休憩機能、地元産の新鮮な農産物や特産品、お土産等の販売や地元食材を使った食事どころなどの商業機能、さらに地域の文化や歴史、観光などの情報を広く発信する情報発信機能などが1か所の施設にまとめられたもので、その場所が多くの皆さんの目的とする施設でございます。

なお、このような道の駅の中には、議員お話しのように大勢の皆さんで大変にぎわい、リニューアルされるような活気あるところもある反面、施設間の競争が激しく、大変厳しい経営状態のところもあるとお聞きしております。また、このような施設はその施設が目的地でありますので、多くの皆さんはほかの施設に回っていただけません。

そこで、道の駅にぎわいの場の設置についてのお尋ねですが、本村の場合は道路アクセスや立地条件などの違いから、施設間の競争になった場合、どうしても太刀打ちできない可能性が大きいものと考えられますので、村でしか味わえないもの、体験できないものなど、高山村独自のものをPRしていく必要があると考えております。

このため、私は、議員御提案の新しい施設を整備した道の駅ではなく、これまで地域を活性化するため苦勞をされてきた皆さんが所有されている既存の施設をうまく活用した施設を整備し、村内にお客様の流れをつくることが重要と考えて、にぎわいの場構想として、山田牧場を含め6か所を候補地として検討しているところであり、高井地区入り口付近も構想の一つと考えております。

なお、御提案いただきました千本松から堀之内のエリアには、コンビニなどの店舗やガソリンスタンド、食事処がございます。高山共撰所については、秋のりんごの収穫時期にはたくさんの皆様に利用され、重要な観光施設であります。また、このほかにも候補地の御提案をいただいておりますが、一度に全ての候補地を具体化することは難しいものがありますので、緊急性の高い山田牧場を優先的に進めているところであります。

なお、蕨温泉につきましては、昨年9月から源泉井戸の老朽化により湯量が安定的に確保できなくなったことから、新たな源泉の確保に向けて調査を進めておりますほか、周辺にあります各施設は閉店をされているところもあり、再整備が必要となっております。このため、地域の各区长様を中心に組織された委員会や地場産業振興組合等の皆さんと懇談を重ね、蕨温泉周辺施設の再開発について協議を始め、昨年12月開催しました「高山村にぎわいの場構想検討委員会」において、蕨温泉周辺についてもにぎわいの場構想の一環として整備していくこととされたところであります。

したがって、既存の施設をできるだけ活用して、地域の皆さんや村民の皆さんの御意見等をお聞きしながら、順次、構想を具現化していただき、私の公約であるにぎわいの場構想が実現できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

産業振興、村づくりには開発行為というのが非常に重要であり、やはり必要だと思います。最悪、道の駅の設置ができずとも、地場で収穫した農産物の販売、あと飲食、そういった物産館的なもの、マルシェといったところでもいいんですが、小型のものでもいいですので、そういった設置を早期にやる必要があると思います。早期着手を希望して、質問のほうを終了したいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

以上で勝山正弘議員の質問を終わります。

—————11番 柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

通告に従い、質問いたします。

私は災害時の避難対応について質問いたします。

今年も異常気象の年で、雪が少なく、春先は霜で果樹のサクランボ、プラム、りんご、ぶどうが凍霜害にやられています。これから梅雨のシーズンに入ります。雨や台風、地震災害、最近でも千葉県、北海道など日本全国で地震が起きています。今年も既に台風2号が発生しており、大変大型の台風でしたが、被害もたくさん出ています。

令和元年の東日本台風、台風19号の被害は、記録的な豪雨により広い範囲で甚大な被害となりましたが、本村におきましても、長野気象台の笠岳観測所で1日の雨量が285mmという記録的な大雨になりました。家屋への床下浸水を始め、道路の破壊や農地被害、収穫を目前にした果樹等の落下被害など、多くの被害が発生しました。この台風は降水量が多かったために、本村に土砂被害警報が発令され、村民の皆様の命を守ることを第一に避難勧告や避難指示が発令されました。

そこで、災害対応検証報告書を見ての質問になります。

質問1、避難勧告を発令され、ハザードマップでの危険区域内の高井地区は、台風19号の避難所、たかやま保育園と高山小学校体育館でありましたが、なかなか水中、久保、堀之内とか大変遠くて、夜の避難でしたので、検証結果から、自治体で要望がありました避難所は情報が全くなく、会場が寒かった、飲食がまずかったなど出されています。自分も高山小学校に避難しましたが、会場に行くまでが、夜なので、道路が川のようにあって、歩いての避難は大変危険であったと思います。両脇の水路より水があふれ、流れがすごかった。

そこで、避難の検証結果はどうだったのか。見直しされたのか。

2つ目、防災訓練では、自治会の区長さん、役員さんが参加されているが、会場では段ボールベッドや簡易トイレなどの作成の見学とかで、ほかに自治会でやるような、地元に戻ってやるような仕事はないのか。

3番目、自治会の区長さんは、災害時どのような対応するのか、心配されております。先頭に立

って区民の皆さんを守らなければならない立場、区民の一番身近な役職であります。村のお考えはどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

通告に従いまして、災害時の避難対応についてお答えいたします。

令和元年10月12日から13日にかけて、長野県に接近し、千曲川流域の堤防の決壊など、県下各地に甚大な被害をもたらした台風第19号は、本村においても笠岳の累加雨量が300mmを越すなど、観測史上最大となる雨量となりました。

こうした中、12日午後5時55分には、土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、午後6時に一部の地区を除くほぼ全村を対象に、本村では初となる避難勧告を発令するとともに、その後、土壌雨量指数が警戒曲線を越えたことなどから、午後6時20分に避難指示を発令いたしました。この避難勧告や避難指示の発令により、村内6か所の避難所に村民858人が避難し、不安な一夜を過ごしていただいたことは記憶に新しいところでございます。

この台風が過ぎ去った後、直ちに村では、この災害の一連の対応等について検証するため、担当部署の職員や自主防災会の区長さんからの意見・要望等を踏まえて、災害対応検証報告書を作成し、今後における自然災害に備えることとしております。

そこで、高井地区の避難所の見直しについてのお尋ねであります。台風第19号の際の避難勧告及び避難指示は、ほぼ全地区を対象として発令したことなどから、議員お話しのとおり、現行の避難所だけでは収容し切れない状況でありました。

その後、検証等を行う中で、実際に避難が必要となる土砂災害の危険区域、いわゆるイエローゾーンやレッドゾーンの世帯を洗い出し、今後は対象となる地区内の組単位等で避難情報を発令するよう改善を図っております。これにより、台風等の風水害時において避難が必要な世帯については、高井地区で約600世帯1,760人が避難対象となります。

一方、高井地区における避難施設は、現在、高山小・中学校を始め、高井農業者トレーニングセンター、高井コミュニティセンター及びたかやま保育園の5か所を指定しておりますが、このうち浸水想定区域外にあり風水害時に避難することが可能な避難施設は、高山小・中学校及びたかやま保育園の3か所で、収容人数は約2,300人を見込んでおります。このため、高井地区におきましては、台風等の影響による風水害発生時であれば、現在ある3か所の指定避難所において収容が可能となりますので、現時点において避難所の見直しは行っておりません。

しかしながら、近年では、一時的な避難を限定に自家用車を利用した避難も可能とし、そのための駐車スペースを避難場所に指定している自治体もありますことから、本村におきましても、今後自家用車等の避難を含めた対応等も検討していく必要があると考えておりますので、よろしくお願

いたします。

次に、防災訓練における内容等についてのお尋ねであります。近年の大規模災害における教訓として、行政機関は迅速な救助や早期復興を目指した業務を遂行する必要があり、公助だけでは災害対応に限界があると言われております。このため、自分の身は自分で守る自助とともに、地域の住民が互いに協力し合いながら活動に取り組む共助が不可欠となっており、避難所の運営については自主防災組織が中心的な役割を果たす必要があることや、避難者自らによる主体的な運営が求められております。

こうしたことから、本村におきましては、令和2年度の総合防災訓練から、区長さんを始め、区の役員の皆さんのほか、消防団員や村職員も参加して、避難所の開設訓練に特化した内容に変更するなどして実施してまいりました。また、この訓練では、円滑な避難所運営のためには、性別や年齢など、特定の人だけが避難所における役割や作業等に偏ることのないよう、感染症対策を講じた受付方法や間仕切りパーティション、段ボールベッドの設置など、より多くの方に作業に参加していただくよう心がけております。

しかしながら、訓練は限られた時間内で実施しなければならないことなどから、参加していただいた方全員に十分な作業等を行っていただくことは難しい状況にありますが、災害時に備えた訓練は必要でありますことから、今後も関係機関と協議しながら、より多くの方が参加できる実践的な訓練に心がけてまいりたいと考えております。

次に、自治会における災害時対応マニュアルについてのお尋ねであります。村では、災害発生時の自主防災組織の活動について「みんなで考え、取り組む地域の防災」をテーマに、土砂災害や水防等の専門的な知識を有する須坂建設事務所と連携し、令和3年度は宮関区で、令和4年度は駒場区と山田温泉区において、それぞれ複数回の住民懇談会を開催し、ハザードマップの中に地区の特性や避難経路のほか、自主避難のタイミング等を定めた地区防災マップを作成しております。

本年度におきましては、新堀区、牧区及び荻久保区の3地区を対象に、地区防災マップの作成を予定しておりますほか、令和6年度以降も土砂災害特別警戒区域に指定されている地区から優先的に地区防災マップを作成するなど、地区の実情に応じたマニュアルを地区の皆さんの意見を反映しながら作成してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————柴田議員。

○11番（柴田弘男議員）

再質問いたします。

今の地区防災会のあれでは、5か所に初め避難所の予定であります。この5か所のほうへは段ボールベッドとか簡易トイレ、そういうのは設置する予定はあるんでしょうか。

また、村民の命を第一に考えれば何とかお願いしたいと思えます。

そこでもう一つ、今の地区防災マップは、これ各区で民生委員さんの指導で区の役員が見守りマップというんでしょうか、それを作成しています。独り暮らしの高齢者、これは誰が見るのか。

地区内のどこの家は看護師、医者、建設業、電気屋さん、それぞれの職業の方がどのうちに住んでいるとか、色塗りをして書き込んでいる地図もありますが、これは地区防災マップというのでしょうか。

この見守りマップ、これも作成時期が各区でいろいろ時期が違うようではありますが、あるところでは、2月や3月頃、役職が終わる頃の遅い区もあり、役員が替わっても、このマップが新役員知らないでいるということもあります。できれば、この見守りマップ作成は、新役員が4月以降すぐ替わってから作成するようにはすべきではないでしょうか。これをお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。

各避難所にはそれぞれ倉庫を設置してございまして、その中にある程度は必要な備品入れさせていただいてございます。ただ、なかなか全部が全部十分な数ではございませんけれども、ある程度は配備させていただいてございまして、防災訓練の際には、地区の自主防災会の皆様にも中に何が あるということは御覧いただいているかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、2点目の御質問でございますけれども、地区で毎年作っていただいているのは、住民支え合いマップでございまして、これにつきましては、区長さん、また民生委員さんを中心に1年間かけて作成をしていただいております。

高齢者の方々を地区の中で誰がどのように支え合って助けるのか、そういったことをお決めいただいているわけでございますけれども、これにつきましては各区の実情もございまして、村からは1年間の中で作っていただくようお願いしているのが今現在でございますけれども、なるべく早い時期に、どの時期に作っていただいても、一番大切なのは区の役員さんが次の役員さんに引き継いでいただく、これが一番重要なことかと思っておりますので、作成の時期の問題じゃなくて、その辺は十分またうちのほうからも、区長さん、また民生委員さんのほうに十分な引継ぎをしていただくようお願いをしまいたいと考えております。

それと、先ほど私、答弁いたしました地区防災マップは、この支え合いマップとは別のものがございます。先ほど柴田議員さん、御質問の中でもありましたとおり、避難経路が夜間で危ないというお話もありましたけれども、そういった、この道を通るとやっぱり危ないよということは一番地区の方が御存じでありまして、そういったことを十分にそのマップの中に落としながら、地区としての危険箇所を洗い出

していただきながら、避難所をどうすればいいのかと、そういったものを計画し、作っていてもらうのが地区防災マップでございます。これにつきましては順次作成してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

以上で柴田弘男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

これより本休憩とします。

会議は午後1時から再開します。

午前11時50分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 3番 滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

通告書に従いまして一般質問を行います。

最初に、議員活動を通じて感じたことを発言しますが、お許しいただきたいと思います。

先日、行われた将棋の名人戦は、信濃毎日新聞社の記事には、将棋の藤井聡太六冠は、上高井郡高山村の旅館藤井荘で行われ、第81期名人戦、7番勝負第5局で渡辺 明名人を破り、4勝1敗で名人を初獲得し七冠となったと記されています。

この名人戦により、村内には全国から多くの将棋ファンが訪れ、その熱戦に心躍らせ見守る姿に感動を覚えた1人であります。私は、村関係者により、谷川浩司十七世名人の講演会への出席依頼がありました。福祉産建常任委員会の正副委員長で対応をいたしました。

内容については新聞各社での報道のとおりであります。私が特に感銘したのは、今回行われた第5局名人戦がいかにもすばらしいことなのか、そして歴史的快挙であり、後世に語り継がれる対局であったのかなど、講演会に出席したことで学ぶことができました。

この対局は、前回名人戦が行われたことが今回の誘致に結びついたのでないかとお話もありました。関係された将棋連盟、観光協会、行政関係者に敬意と感謝を申し上げます。

一方、一部メディア関係者からは、駐車場不足やビッグイベントへの経験不足による対応を問われ、組織力のさらなる向上が必要との意見もありました。行政が村内外から訪れていただいた方への真の支援とはどのようなことなのか、考えさせられることとなりました。この反省事項を次回につながるよう対応してほしいと思います。

今回、一般質問させていただきますことは、交通安全教育とシニアカー取り扱い理解向上について

てであります。

先月のことになりましたが、近くに住む高齢者の方がシニアカー乗車中、歩道から県道を横断しようとしているとき、何らかの不具合により走行不能となり困っているところを通りかかりました。直ちに助けるべくシニアカーを移動しようと試みましたが、大変重く一向に動きません。近所の方がその様子を見かね駆動部分の解除を教えてくださいました。おかげで、高齢者の方とシニアカーを自宅に届けることができました。この体験により、シニアカーは思いのほか重く、成人男性でも駆動部の解除ができなければ動かすことができないと思いました。

この経験を踏まえ、質問いたします。

1つ、高山村のシニアカーの保有台数の把握と普及状況について質問します。

2点目、購入支援の拡充についてであります。

再購入時には補助金を出すことができないかということ、1人に1台の補助の規定排除を要望するものです。このことについては、令和4年12月定例会で勝山議員が質問し、村の答弁は承知しています。新規購入者や更新車両、再販売された車両にも、補助金を出すことにより保有台数を把握できます。村内のシニアカー及び電動車椅子の補助や実績について理解していますが、少額であっても補助金を出すことを要望したいと思います。

3つ目、中高の学生や成人の多くの村民にシニアカーの操作法を理解していただき、困っている高齢者がいた場合は支援することができると思うが、村として交通安全教育の一環として取り組むことができないかの3点です。

設置台数の把握は、村民の方のシニアカー、電動車椅子の操作手順度理解の目安となります。何を言っているのかというと、シニアカー購入者及び家族は、購入時に販売店から操作方法の説明を受けるため理解はできていますが、保有していない方々は操作方法を知る由もありません。自動車免許返納者に対するシニアカー補助金の支給件数の増加により、高齢者による交通事故防止の有効なものとなります。さらに、若い方々がシニアカーの操作を学ぶことは、いざというときのお助け隊にもなると思います。

行政が村民に寄り添う支援策を求め、以上質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

————堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

交通安全教育とシニアカーの取り扱いに関する理解向上についてお答えいたします。

シニアカーは、日本工業規格では電動車椅子、道路交通法では原動機を用いる身体障がい者用の車椅子との呼称で呼ばれており、高齢者や障がい者向けに製造された三輪または四輪の一人乗り電動車両であります。

この車両は、身体の障がいなどにより歩行が困難な方の移動に供するために製造されたもので、

この利用者は歩行者として取り扱われております。このため、道路交通法上、電動車椅子を運転される場合、歩道が整備されている道路では必ず歩道を通行することとされている一方、歩道のない車道では道路の右側に寄って通行することとされております。

そこで、まず初めに、本村でのシニアカーの保有台数と普及状況についてのお尋ねであります。本村では、平成4年度に在宅老人等福祉機器補助金交付要綱を制定し、在宅高齢者や障がい者の自立支援のほか、生活維持向上を支援するため、電動車椅子の購入に要する経費に対し、一定の所得制限を設けた上で助成させていただいております。

この制度を開始しました平成4年度から令和4年度までの間、この補助事業を活用して購入された電動車椅子は100台ありますが、このうち補助対象となった方の中には既に亡くなられた方などもおられますことから、この事業を活用して購入し、現在も保有されている電動車椅子は28台程度あると思われま。しかしながら、亡くなられた方の中には、電動車椅子を譲渡、または廃棄処分されたかどうかなどにつきましては把握できず、また補助対象とならなかった方は御自身で購入されていることなどから、現在村内で所有されている台数につきましては、正確な保有台数を把握することは難しいものと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、購入支援への拡充についてのお尋ねでございますが、再購入する際の補助金についてでございますが、この事業は購入を希望される在宅高齢者や障がい者の皆さんの経済的負担や初期投資に係る負担軽減を目的としておりますことや、電動車椅子の使用頻度や使用状況などにより使用できる期間が異なり、公平性に欠けるおそれがあること、さらには他の補助金等の均衡を考慮いたしますと、1人一度限りの助成制度としておりますので、よろしくお願いたします。

次に、中高生や一般村民を対象としたシニアカーの操作方法や交通安全教育への取り組みについてでございますが、村では電動車椅子の助成金を申請する際、あらかじめ電動車椅子に乗る際の注意点等を説明するとともに、販売店におきましても取扱説明書による操作方法と併せ、交通ルールのマナーなどに関する説明を行っていただいているところであります。

一方、須坂警察署や須高交通安全協会では、高齢者を対象としたシニアの交通安全のパンフレットを作成して、電動車椅子の利用に当たっては、歩行者としての扱いを十分説明した上で交通ルールを正しく守るよう啓発されております。したがいまして、村といたしましては、まずは利用される方が電動車椅子に対する最低限必要な知識を習得していただくとともに、村交通安全協会など関係の皆様と地域の支部活動の中で、電動車椅子の正しい乗り方や知識が習得できる講習会の開催等ができるかどうかも含めて検討してまいりたいと考えております。

今後とも、警察署や交通安全協会など、関係機関や関係団体の皆さんの御協力をいただきながら、電動車椅子を利用される皆さんへの交通ルールの周知・啓発に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————滝澤議員。

○3番（滝澤 聖議員）

再質問させていただきます。

発言といたしますか、お答えの内容は理解しておりますけれども、やはりシニアカーの関係では主要部品がバッテリーということで、どうしてもバッテリーを交換していくと7万円とか、かなり高額になってくるというようなお話も聞いております。また、メーカーの関係では再販売はしないんだというようなことで、高山の事業者の皆さんが販売したものを、そして利用頻度によって再販ができるものにはやはり再販してもらおう等々の関係で、どうしても補助金を配付することによって、利用状況等、村内の台数を把握しながら、やはり資源の有効活用にもなるというようなことでもありますので、再販売された車両にあっても多少なりとも補助金を出して村内で有効活用、そして、例えば牧の方ですけれども、シニアカーに乗って須坂の病院まで行っちゃうなんていう方も昔はいらっしゃいました。やはりどうしてもバスやなんかを利用していった場合についても、停留所からまた病院まで歩かなければいけない等々の関係で、非常に長距離もシニアカーで行動する方もいらしゃったことも承知しております。

したがって、やはりシニアカーは高齢者の方の大事な足であるということの意味も含めて、シニアカーの支援拡充をお願いしたいというふうに思っております。これはもう村にとっては全く考える余地がないものかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議 長（西原澄夫議員）

—————堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

質問内容とさせていただきますと、再購入に際しての補助金の拡充ということによろしかったでしょうか。

先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、村からは村民の皆様にあらゆる補助金制度が、お出しさせていただいているかと思うんです。先ほどの答弁の中でもありましたけれども、ほかの補助金の均衡を考慮させていただきますと、原則1人一度の補助金の交付というものが主となってきております。これにだけ二度お出しするということは、やっぱりほかの補助金等の均衡が欠けてしまうということもありますので、何とか御理解をいただきたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で滝澤 聖議員の質問を終わります。

—————4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

通告に従いまして質問いたします。

質問の1番目ですが、子どもたちに、村出身、古川雄大さん主演の「ミュージカル・ピカレスク」の劇場鑑賞をという質問でございます。

多くの村民の皆さんも御承知のことと思いますが、高山村出身の古川雄大さんは、現在数多くのテレビドラマや映画、またミュージカルの舞台にと大活躍の俳優であります。テレビドラマでは、TBSの「下町ロケット」やNHK連続テレビ小説「エール」など、また現在放映中ではフジテレビ「わたしのお嫁くん」や日本テレビ「Dr.チョコレート」など、多数出演しています。

ブログや公式サイトでは、デビューから俳優活動や主演作品、音楽活動、映画、舞台活動などの著しい活躍を詳しく見ることができます。特にミュージカルでは、「ロミオとジュリエット」や「モーツァルト」、また「エリザベート」でのダブル主演が大変高い評価を受け、2018年、2019年と、岩谷時子奨励賞や菊田一夫演劇賞を受賞するなど、今注目されている俳優古川雄大さんが、本年11月に帝国劇場にて上演される「ミュージカル・ピカレスク」で単独主演のアルセーヌ・ルパン役を務めることが発表されました。帝国劇場の東京公演から始まり、名古屋、大阪、福岡、そして来年2月には地元長野のホクト文化ホールが千穰楽公演となることが発表されました。

出身地長野でツアー最終日を迎えることについて、御本人は、「新作ミュージカルの千穰楽を長野で迎えられることは、こんな幸せなことはない、僕がステージの真ん中に立って皆様を圧倒できるようなパフォーマンスを目指して精進したい、応援よろしくお願いします」と述べられています。

小学生の頃は父親とともに少年野球に打ち込み、中学の頃から音楽やジャズダンスに目覚め、高校生でプロのダンサーに憧れ、上田市のダンススクールに通い、そして俳優を目指し夢を追いかけて上京した高山村出身の青年が努力を重ね、ついに注目のミュージカルで単独主演に抜てきされ、その最終公演が地元長野のホクト文化ホールで上演されることになったのです。

ぜひこの機会に、出身地である高山村の子どもたちに、生で迫力ある本物のミュージカルを体感してもらいたい。観劇で育まれる感受性や未来への夢や希望など、その教育的効果も大きいものと思います。学校教育活動として、「ミュージカル・ピカレスク」の中学生全校生徒の観劇鑑賞を計画することを求めたいと思います。

そこで、次の質問を通して、行政としてのお考えをお聞きします。

昨年の議員研修で南信地方の宮田村役場を訪問しました。庁舎に入るとすぐに、宮田村出身のプロ野球選手の等身大の写真が飾られていました。また、視察で訪れた、新しくできた豊丘村の道の駅では、地域情報発信の壁一面に地元出身のミュージシャンのPR写真が大きく飾られていました。どちらも地域の宝として、人材、人をクローズアップしているものと感じました。

そこで現在、本村出身でスポーツや芸能関係、文化芸術関係など、各分野で活躍されている方々を注目した企画や話題を取り上げることは、本人への応援を示すものでもあり、高山村の話題性やイメージアップにもつながると思います。認識はいかがでしょうか。

次に、昨年12月議会の一般質問で、地域文化の振興策として、ミュージカルや演劇、オーケストラの演奏や古典芸能など、文化芸術を学校教育に活用していくことの質問をしました。学校教育に演劇鑑賞や音楽鑑賞などは、個々の感性や豊かな心、生きていく力を培うため重要で、計画的に実施していく旨の答弁がありました。

今回のホクト文化ホールで上演される高山中学卒業の古川雄大さん主演のミュージカルは、その絶好の機会と思います。学校教育の効果や地域振興として、また村の活性化としての効果も期待できるものと思います。教育委員会や産業振興課など庁内連携して協議いただき、中学生にミュージカル劇場鑑賞の実現を強く望むものであります。答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

———澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

地元出身者のミュージカル公演に伴う中学生の観劇計画についてお答えをいたします。

子どもたちが演劇や音楽、演芸などの鑑賞を通して、多様な文化に触れ、創造性や感性を豊かにし、芸術の楽しさを体験することは教育活動として重要であります。

そこで、今年度、小学校では劇団「うりんこ」による演劇鑑賞教室を、また小中学校では落語と紙切りなどの演芸教室を開催することにしております。なお、前年度は、中学校において鼓動の和太鼓による音楽鑑賞教室を実施いたしましたところであります。

このような演劇や音楽、演芸の鑑賞教室の開催に当たっては、須高3市町村の校長会を中心に計画をしていただいておりますが、その計画段階では、鑑賞教室の内容を年度をまたいでバランスよく設定し、鑑賞内容の適切さを教職員が共同で吟味をしたり、3市町村を巡回して公演を行うことにより費用を抑えることができるよう工夫されております。

また、鑑賞教室以外にも、例えば中学校では、前年度において村の神楽について触れ、地域の伝統文化を学ぶような活動を実施していただいたことも、子どもたちの感性豊かな心の発達につながるものと考えております。

そこで、まず初めに、村の出身者でスポーツや芸術等で活躍されている方々に対し、話題を取り上げていくことへの認識についてであります。子どもたちにとって村の出身者であり、先輩である方が広く社会の中で活躍されていることは大変大きな励みになるところであり、子どもたちにとって今後の人生に大きな希望や夢を与えてくれるものであると思っております。

また、村としても明るい話題であり、誇りであると考えます。地元出身者を応援し、その活躍に注目していくことは、地域の活性化につながることでありますことから、これまでに本村出身の歌手やタレント、俳優の皆さんに信州高山まつりに出演をいただくなど、願いをしまいました。できる範囲の中で応援してまいりたいと考えております。

次に、古川雄大氏が主演するミュージカルを中学生が鑑賞することについてのお尋ねであります

が、このミュージカル「LUPIN～カリオストロ伯爵夫人の秘密～」は、今年12月、名古屋公演から大阪、福岡と続き、長野では2月にホクト文化ホールで公演される予定とされています。しかし、具体的な2月の実施日や公演期間、公演時間や鑑賞料金等は、今のところ主催者のホームページ上で公開されていないことから、問合せ等もさせていただきましたが、この公表日等は未定であるとの回答でありました。

一方、2月は私立高校の入学試験や公立高校の前期選抜試験及びその発表等の時期と重なっておりますので、生徒や先生方に影響を与えることがないように、学校行事も含め考慮する必要があるものと考えております。

さらに鑑賞料金でありますがおそらく高額であることが予想されますので、国の補助金制度等を検討しましたが、該当する事業等が見つからない状況であります。このため、村出身者の俳優である古川雄大氏の活躍を子どもたちが間近に触れることは大変魅力のあることでありますが、一方で観劇の予定等を現時点で立てることは難しい状況でありますことや、日程的にも予算的にも計画に難しさがあると思われまますので、教育委員会としましては、古川氏の活躍を今後どのように支援できるかなどについて慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問をお願いします。

ただいま御答弁いただきました。大変御理解いただきありがとうございます。

ただ、非常に2月行事多忙、それからチケット高額ではないかと、そのようなこと、それから協賛企業、詳細等、これからまだ不明な点が多いということでございます。

私、今回の質問に当たっては、古川雄大さん個人の芸能活動に関することであり、行政との関わりや学校教育に求めることに関して、本会議の一般質問の場で取り上げることが妥当なのかどうか、慎重に考えました。

御両親から本人と所属事務所にもこの質問の趣旨をお話ししてもらい、御了承をいただいております。また、検討された結果については、費用面で困難なことも予想され、どのような内容になるか分からないこともお伝えし、承知もいただいております。

しかし、困難なこととは思いますが、村出身の古川雄大さん主演ミュージカルの中学生劇場鑑賞を実現させることは、やはり子どもたちへの教育的効果は計り知れなく大きく、また高山村にとっても活性化に大いに役立つものと考え、質問しております。

今回の「ミュージカル・ピカレスク」は、日本のミュージカル界を代表する演出家と、フランスの人気作曲家による新作を東宝が制作するもので、生のオーケストラも入る大変エンターテイン

ト性の高い作品と聞いています。また、チケットの通常価格は、帝国劇場では通常1万4,000円前後と高額とのことでございます。長野公演では、協賛企業による学生向けの特別な割引チケットが設定されることを期待しています。

先ほどおっしゃったように、来年2月に予定されている長野公演の正式日程や協賛企業の詳細など、チケット販売に関することはまだ正式に発表されていませんが、中学生の劇場鑑賞の実現に向けてどのようなことができるか、ぜひ検討していただき取り組んでいただきたいと思います。再度その取組について御見解をお聞かせください。

○議長（西原澄夫議員）

———澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

お答えしたいと思います。

議員おっしゃいますように、本当にこの公演といいますのは魅力の多い公演かなというふうにおっしゃるところであります。非常に詳細等も分からない部分もございますので、何ともお答えしづらい部分もあるわけですけれども、また詳細が分かり次第、どんなふうに対応できるかなというようなことを考えてまいります。しかし一番、先ほどの答弁でも申しましたように、2月という部分が非常に厳しいところもあるのかなというふうなこともあります。日程ですね。まず、日程のところが一番大事かなというふうに思いますし、また公表を注視していきたいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

ありがとうございます。

ぜひ今からもう諦めることなく、いろんな情報をまた検討していただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

質問事項の2ですが、雷滝トイレ整備と観光施設の冬季閉鎖について質問いたします。

高山村が誇る観光名所の雷滝は、県内外から多くの観光客が訪れています。豊富な水量で轟音と水しぶきを上げて流れ落ちる滝の裏側に入ると、荘厳でその迫力に圧倒され、感動を覚えます。何度も訪れたいくなる一級品の観光スポットであります。

遊歩道入り口から下りてすぐに仮設のトイレが設置されています。しかし、残念ながらその仮設トイレは直接落下式で、手洗い水の設備もなく、衛生上も好ましくないものであり、また現在の設置場所は自然環境の中では景観上も不適切だと思います。早急にトイレ水洗化の改修整備を求めます。

次に、今年も春の訪れが早く、桜の開花に合わせて、4月初旬から桜巡りとともに新春の滝巡り

で山田温泉から山田牧場方面にも多く来場されていますが、雷滝や八滝などの観光施設は5月連休前までは冬季閉鎖となっています。

雷滝では、駐車場まで来てから冬季閉鎖中の看板を見て、やむなく帰っていく姿が見受けられました。雪解け後の凍結や地盤の緩みなど、危険箇所の安全確保が最優先されるべきと理解しますが、その年ごとの季節の状況に合わせて、安全確認の調査をした上で冬季閉鎖解除の時期を判断すべきと思います。

せっかく高山村に来ていただいたなら、多くの皆さんに高山村の景勝地を楽しんでから帰っていただきたい、それは誰しも同じ思いではないでしょうか。観光施策として、観光客目線でのきめ細かな対応を求めます。

そこで、次の具体的内容について質問します。

まず1番目、第2期高山村総合戦略会議による検証評価で、観光資源の充実と活用施策は目標を下回っているとの評価であり、雷滝のトイレを改修してほしいとの意見が付記されています。トイレ改修要望の声は以前からあったようにも思います。改修の実施計画はどのようになっているのでしょうか。

2番目、春先の桜巡りや滝巡りなど、村内観光施設の課題や施策について、事前の協議会はいつ頃実施されているのでしょうか。

3番目、雷滝の冬季閉鎖解除に当たっての観光安全基準はどのようなことを定めているのでしょうか。

4番目、八滝については、展望台はいつでも入場可能ですが、駐車場側にある施設は、食事どころ、もみじ亭が休業している平日は、入り口全体をチェーンで閉鎖している状態です。公共の水洗トイレとして使用可能な状態になっているにもかかわらず、観光客に利用していただきたいの看板など見受けられません。利用者の立場に立って、早い時期から平日でも公共トイレが使用可能になることを要望します。

5番目、村公式ホームページで、各それぞれの観光施設の情報として、冬季閉鎖期間や解除予定日、また観覧可能日など明確に発信することは可能でしょうか。これは明確に発信することを要望しますというようにしたいと思います。

6番目、観光施策について、前年と同じ時期に同じようにやればいいと、そのようにとにかくいろんなことを考えがちではございますが、状況変化への対応遅れや予算が不足して必要なことができないなど、様々な問題が生じてくるのではないかと思います。事前に関係者が集まり、意見交換や十分に協議する場を設けることが重要なことだと思います。村産業振興課商工観光係と村観光協会が一枚岩となって観光施策に取り組めるよう、今以上の連携強化を望みます。

以上、雷滝のトイレ改修と観光施設の冬季閉鎖解除や観光施策について、御答弁をお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————小湊産業振興課長。

○産業振興課長（小湊義彦）

雷滝トイレ整備と観光施設の冬季閉鎖についてお答えいたします。

現在、村内の観光施設において常設されている水洗トイレは、山田温泉のスパインセンターを始め、大湯やキッズスノーパークのほか、八滝もみじ亭や山田牧場のカリヨンホール、トアレツテまきば、リフト付近のトアレツテやまぼくの7か所であります。

一方、仮設トイレは、議員お話しの雷滝や笠岳の峠の茶屋に設置されておりますもののほか、観光客が増加する桜や紅葉の季節には、随時仮設トイレを設置し、観光客などの皆さんに御利用いただいております。

そこで、まず初めに、雷滝トイレの改修計画についてのお尋ねでございますが、雷滝は村の主要な観光地の一つであり、年間を通して多くの観光客などの皆さんに訪れていただいております。また、狭く急峻な県道に隣接しているごろごろ亭は、建設当初から敷地を確保することがやっとなり、最低限の駐車場を整備しております。このようなことから、常設のトイレを設置する場所がないため、やむなく仮設トイレを設置して、観光客の皆さんやごろごろ亭の従業員に利用していただいております。

このため、村では、県道を管理する須坂建設事務所に対して、主要地方道豊野南志賀公園線の道路改良工事の早期実施を図っていただくとともに、雷滝周辺の県道拡幅に当たっては、1台でも多くの車両が駐車できるスペースや公衆トイレが整備できる用地の確保について強く要望しているところであります。

こうした中、県では、社会資本整備総合交付金の広域連携事業の位置づけをしていただき、積極的な予算確保に努めていただいておりますが、雷滝入り口付近の道路勾配がきついことから、現在下流側から順次工事が進められ、一部道路の大規模な付け替え工事が計画されているものの、予算確保の都合等により雷滝付近の工事の実施時期は未定と言われております。このため、村では県道の工事が遅れていることから、村の実施計画に雷滝の公衆トイレの整備に関する計画は上げておりませんが、観光施設の整備充実を図ることは大変重要なことでありますので、県道の整備が完了するまでの間、常設と同様の衛生的な仮設型の水洗トイレの設置に向けて、場所等も含め具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、春先の村内観光地の事前協議の実施時期についてのお尋ねでございますが、例年、桜まつりにつきましては、実行委員会の事前検討会議を12月に、翌年1月には実行委員会を開催し、桜の開花予想を踏まえ、祭りの開催期間や直売所の開催日などを調整しております。

また、八滝の休憩施設や雷滝のごろごろ亭の開設につきましては、施設管理を受託している奥山田地場産組合と冬季閉鎖の解除に向けて事前に協議をしており、冬季における施設修繕等を行った

上で、誘客が見込めるゴールデンウイーク前までには御利用いただけるよう準備を進めております。

次に、雷滝の観光安全基準についてのお尋ねでございますが、雷滝の遊歩道は、過去に観光客が落石によって負傷した事故が発生したことがあり、これにより、それ以降は毎年4月初旬に融雪による地滑りや崩落の危険性を確認するため、県道と遊歩道との間に設置してある定点杭の測量を実施し、斜面に動きがないことを確認するとともに、遊歩道の手すりなども点検・修理した上で、安全が確認された段階で通行していただくこととしております。

次に、八滝のトイレの早期使用開始についてのお尋ねでございますが、例年、大雪の心配がなくなる4月当初には、冬季閉鎖によるトイレの点検を実施し、必要に応じて修繕等を行った後に開放しており、特に八滝は水道水の代わりに地下水を利用しているため、特殊な修繕等が必要な場合がありますことから、遅くともゴールデンウイーク前には利用していただけるように努めております。特に今年のような桜の開花時期が早まることがありますので、なるべく早い時期に利用していただけるよう対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、観光公式ホームページで冬季閉鎖解除の時期を明確に示すことについてのお尋ねでございますが、先ほど答弁させていただいたように、雷滝の遊歩道につきましては、定点測量により地滑り等の危険性の確認や歩道区間の手すりの点検・修繕等が完了次第、ホームページに解除した旨の掲載をしておりますが、例年、ゴールデンウイーク前の4月下旬から解除できるよう準備を進めておりますので、八滝トイレを含む冬季閉鎖解除期間の目安としては、4月末のゴールデンウイークから解除を予定している旨の掲載は可能であると思っております。

しかしながら、季節外れの降雪や融雪による落石等の自然災害が発生する可能性がありますので、ある程度確実な見込みがついてからでないとい情報の提供ができませんので、場合によっては解除時期が遅れる旨を含め周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、観光協会の協議や情報の共有などの連携状況についてのお尋ねでございますが、村では、常設の観光案内所として山田温泉にスパインセンターを設置し、観光協会の事務局長には現在産業振興課の副参事を充て、職員と共に観光関係者などからの御意見や御要望等を近くで早期に聞くことができる体制を整えております。

また、毎月開催される観光協会の役員会には、商工観光係の職員が同席し、協会の運営や観光振興のイベント開催など、事業の取組み方法に関する協議や情報共有を図っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問でお願いいたします。

雷滝のトイレ改修については、先ほど御答弁いただきました。県道である、それからああいう急

峻地である、非常に用地の確保が難しい、そのようなことで、すぐにはということの御答弁だと思います。

まず、やはり衛生的なことを注意しなければいけないと思います。水が出せるのであれば、水を用意できるのであれば、手洗い水はやはり必要であると思います。

それで、早期が無理であれば、やはりこの何百メートル下の八滝には公衆トイレがありますとか、そちらを御利用くださいとか、そういうようなきめ細かなことをまた対応として考えていただきたい、そのように思います。

私、今回の質問に当たり、4月4日、4月13日、連休前の4月28日、連休明けの5月10日と、山田温泉から雷滝、八滝、山田牧場などの様子を見に行きました。私が雷滝の駐車場にいたわずか10分弱程度の短い時間の中でも、毎回2、3台の県内外の車やバイクが来ていまして、閉鎖の看板を見て帰っていく姿がありました。

村公式ホームページの観光施設の冬季閉鎖について、4月28日正午の時点でも、雷滝は11月25日から来春4月下旬の解除を予定、前の道遊歩道と八滝もみじ亭トイレも同様とのお知らせ文が記載されていました。更新日は2022年11月17日となっていました。

また、観光協会のホームページでは、雷滝の冬季閉鎖期間、11月下旬から5月上旬となっていました。明日から5月連休に入るのにいつから見られるのかと、ちょっと心配になりましたが、実際には翌日の4月29日に冬季閉鎖が解除されたと5月1日付で更新されていました。

そのように、ホームページの情報発信を見ても、情報の内容が統一されていないことや発信時期がずれているなど、村と観光協会の連携状況はどうなのかという思いになり、今回の質問に至っています。

昨年、大変すばらしい観光パンフレットが出来上がっています。このたびの将棋名人戦でも高山村の知名度も上がり、全国的にも注目されている今こそ、観光客目線での親切な情報発信が必要であり、観光客目線での現場確認ときめ細かな対応が重要と思います。再度、そのことについて考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

ただいまの再質問についてお答えいたします。

2点あったかと思っております。

八滝の公衆トイレでございますが、これについては利用できるような状態になっていると、水洗化されているということですので、雷滝からの御案内をしたらどうかというお話を頂戴しました。おっしゃるとおり、その御案内については積極的にさせていただこうと、こんなふうに思っております。

次に、ホームページ等の掲載の関係の遅れと申しますか、掲載が整っていないじゃないかと、スムーズな状況ではないなという御判断でございますが、こちらのほうでは工事の関係と申しますか、安全に通っていただく、雷滝の関係の安全確認というような形の中で、それが確認された段階で、先ほどの答弁でも説明させていただいたとおり、通行が可能になるという判断をしております。

そういう中で、そういった部分で業者とのやり取りの部分させていただいて、たまたま大変際になってしまっていて、4月28日、翌日の29日開通というようなことになったわけですが、そういった部分で非常にタイトなスケジュールの中で進めている中では御迷惑をおかけしているなど、こんなふうに思っております。

今後においてはそのようなことがないように、なるべく早い形の中で掲載して周知できるように、現場も含めてそのような対応してまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○4番（梨本 進議員）

質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で梨本 進議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

ただいまから議場内換気のため15分間休憩します。

会議は午後2時10分に再開します。

午後1時55分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

——— 8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、公文書の保存と公開について質問いたします。

今年の4月30日付信毎新聞によりますと、県内では、公文書や地域資料の収集及び公開するために市町村が設けた公文書館や文書館が全国で最も多く、県立歴史館を含めて11か所あるとして、県の取組や上田市を紹介しています。

県では、以前、資料館のような施設建設計画が立ち消えになり、資料室のようにまとまっていなかったが、明治、大正期からの行政資料目録があったので県史の編さんができた、そして、その

後で公文書館機能を持った県立歴史館が開館したと伝えています。

また、上田地域では、4市町村の住民運動により、資料散逸への危機感や地域研究を進化・発展させるための環境整備をしたいとの思いから取り組まれたと報じています。近くでは、小布施町や須坂市も文書館を設立し、館長ほか職員が文書管理と公開受付を行っています。須坂市では地域の重要資料も保存されているようでもあります。

さて、本村には文書管理条例があり、それに沿って日々の文書管理を行っておられます。今日では、村広報や議会だよりがホームページに掲載し公開されておりますが、ホームページに掲載されていない文書の公開を求める場合もあります。地域の歴史的なものの公開を求める場合もまたあります。

そこで質問いたします。

1、本村の公文書及び村内の歴史的な文書の保存管理及び公開方法の現状をお聞きます。

2番、現在保存されている公文書のデジタル化を図り、決められた部署において、全ての文書の管理と公開の申込み受け、また受け取り等がスピーディーにできるような制度化を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

公文書の保存と公開についてお答えいたします。

公文書の保存につきましては、内閣府によりますと「公文書とは、行政機関等の諸活動や歴史的事実の記録であり、国民共有の知的資産である」とした上で、その適切な管理や後世へ伝えていくことは国の重要な責務であると位置づけております。

こうしたことから、国では、平成23年4月1日に公文書等の管理に関する法律を全面施行し、公文書の統一的な管理のルールや、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用のルールを規定するとともに、その適切な運用を図るための公文書管理委員会の設置や、内閣総理大臣による改善勧告等について定め、その適切な運用に努めているとされております。

さらに、国では、公文書の公開を行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律において、国民に対し、政府の説明責任を果たす観点から、行政機関及び独立行政法人等が保有する文書の開示請求権等を定めており、両法律の適正かつ円滑な運用が行われるよう情報公開の推進を図っております。

また、国の各行政機関等における情報公開制度の運用状況に関する令和3年度の調査結果を見ますと、開示請求件数は18万5,173件で、法律が施行された平成13年度と比較して13万6,537件と約4倍に増加し、住民から信頼される、公正で民主的な行政の実現のための基盤的な制度として、広く国民に定着しております。

そこで、本村における公文書の保存管理と公開についてのお尋ねでございますが、本村では、事務処理の原則や文書の收受方法、保存年限、保存方法や廃棄につきましては、文書取扱規程を基本とするほか、長野県文書規程を参考にするなど、行政運営が停滞することのないよう円滑な事務処理に努めているところであります。

そのような中で、職員が作成した一般的な公文書等につきましては、役場の書類保管庫等で保存し、保存年限を経過した書類のうち、個人情報を含む書類は溶解処分の方法により行い、個人情報を含まない書類はリサイクルを目的とした古紙として、それぞれに職員が立会いの下、搬出処分しております。

また、村政施行50周年を記念して発刊した「高山村誌」編さんに際し収集した各種資料につきましては、貴重な歴史的資料であるとの認識から、処分せずに公共施設内において保存しておりますが、歴史的な文書の定義が一律でないことから、長らく処分されずに保存されているその他の文書の取扱いには大変苦慮しているのが実情であります。このため、今後は専門家の意見を聞くなどして管理方法等を検討する必要があるものと考えております。

また、公文書の公開につきましては、「高山村公文書公開条例」の規定に基づき対応しておりますが、令和4年度中における開示請求はありませんでしたので、よろしく願いいたします。

次に、公文書のデジタル化についてのお尋ねであります。現在、村では総務課が主管課として公文書の管理を行い、紙媒体による保管を基本としております。しかしながら、紙につきましては時間の経過とともに劣化が進むことや、書類保管庫の容量の問題があることなどから、速やかにデータ化を実施し、整理を図ることが課題となっております。

そこで、令和5年度の当初予算におきまして、公文書管理業務委託料として、前年度の約6倍となる190万円の予算を御承認いただきましたことから、公文書のデータ化を進めるとともに、書類の整理や業務の効率化を図ることとしております。

さらに、データ化した文書の保存及び活用方法についての基準を明確化することで、現在の職員はもとより、将来にわたって有効的な施策となるような枠組みの構築を検討してまいりたいと考えております。

したがって、公文書のデータ化につきましては、今後も継続し実施してまいりますとともに、貴重な歴史資料などが散逸することのないよう、総務課を中心に適正に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

ただいまの答弁により、今後、今年からといいますか、190万円の予算で取り組まれるという話で、大変結構なことだというふうに思います。

ただ、私は最近、ある村民が集まる第1回目の集会の開催案内とか、集会の内容の報告書とか要綱など請求しました。それで、職員の方には精いっぱい努力していただいて、それこそ最も古いものをコピーしていただきましたけれども、残念ながら第1回目という集会のものは出てきませんでした。ただ、村民の例えば何とか集会というようなものも、やっぱり第1回目を始めるに当たっては、様々な社会的な事情とか社会の要請があって、住民からの要請もあったりして始められたものだというふうに思います。ですので、これからも、例えば第1回目の何かが、会議とか集まりなどが始まるとすれば、やはりそういうものは大事に保存していただければなというふうに思います。

さっきの5月25日の信毎など、信毎といいますか、マスコミによれば、26年前に起きた神戸児童連続殺傷事件などありました。そして、このように社会的に注目された少年事件や民事裁判の記録が各地の裁判所で廃棄されていたという問題がありました。そして、最高裁判所が廃棄の経緯や保存の在り方についてまとめた報告書を出しております。そして、この段階で後世に引き継ぐ記録を多数失わせてしまったということで、深く反省しているというように報告書の発表の段階で謝罪され、今後は国民の財産であることを組織的に共有していくとされています。

そして、この報告書では、先ほど言いました、問題発覚のきっかけとなった神戸の事件の記録が廃棄された状況について、担当の管理職が当時の所長を含む複数の管理職に相談したのに誰も明確な判断を示さなかったということで、特別保存への消極的な姿勢や、記録は原則廃棄するという認識の強さがうかがわれるとされています。

信毎もこの件について指摘しておりましたけれども、事件処理のために保管し、また期間が満了すれば廃棄するという考え方が組織内で醸成されていたのではないかと書いています。私もそんなようなことが考えられるなというふうに思います。

本村でも、例えば毎日、先ほど答弁もありましたように、日々仕事をされていますと膨大な資料や、また文書、書類などが作成されると思います。期間が来たから廃棄しようというものが職員の皆さんの中であるとすれば、改めてやっぱり大事なものは残そうじゃないかということも、ぜひ職員の皆さんに訴えていただければというふうに思います。

本村においても歴史的な資料になる公文書はあるはずですし、重要な公文書や、またもう一つは各地域にある歴史的な書類などもあると思うんです。できれば、そういう地域にある文書、書類なども、1か所に集めて管理していただくというようなことがもしできれば大変ありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。改めて質問させていただきます。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

先ほど申し上げましたとおり、なかなか毎日作成しております多大な膨大な行政文書、この中から、じゃ何を世代を超えて残していくんだといったものをはっきり選定する業務としまして、国で

は認証制度を取っております、認証、アーキビストという資格者の認定を行っております。この方は全国で今現在281人程度ということで、大変少ない資格者でございます、須坂市の公文書館にはお一人今いらっしゃいます。そういった方が、しっかり行政文書の中から、この文書については後世に残してくだよということをしっかり選び抜いていただけるような環境があれば、そういった大切な文書は将来にわたって保存されるんだろうなという考えは、全く議員おっしゃるとおりだと思います。

また、各地区のいろんな歴史的な資料、これも須坂市さんではそういった文書も預かって、全部一緒に保管するというお話を伺いました。やはり高山村におきましても、取りあえず村誌、50周年のとき編さんしましたけれども、次また当然何年か後には編さんしなければいけない。そのためにはやっぱり貴重な資料を残していかなければいけないということは確かでございますので、そういったところへ向けてどのようにやっていくか、また十分に検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

子供の医療費のレセプト代について質問いたします。

皆さん、元気に走り回る、そして楽しそうに遊んでいる子どもたちをどのように見られているでしょうか。明るい未来と希望が感じられるのではないですか。私たちは元気をもらおうということもできております。

ところで、大切な我が子が病気になったら、保護者は医療費を心配しないで、安心して医療機関を受診できるようにと、最近では多くの市町村が18歳までの子ども医療費を無料化に進んでおります。本村でも、村民からの要望を受け、また先輩議員の奮闘もありまして、現在は高校生までの医療費は無料となりました。しかし、例えば風邪を引いて医療機関にかかれば、医薬分と投薬分で合計1,000円の受診手数料を負担するということになります。

歴代の自民党政権は、都道府県や市町村が窓口負担を独自に減免すれば、通常より受診が増えて不必要な給付費が増加すると言いまして、子どもの医療費の窓口無料化を行っている自治体を牽制したりしたことがあります。しかし、当然、世論の批判も浴びたわけであります。

受診手数料を無料化している自治体でのアンケートがあります。受診しやすくなったため、軽症で受診すれば重症化が抑えられるという声、子育て世帯への経済的な支援となっている、また窓口無料化のために大変助かっているとの声がお母さん方から上がっております。

また、以前の村長の答弁でも、子育て施策は村の最重要課題だと思っている、保育料の無償化、

学校における給食費の軽減、子育てセンターの充実などを行ってきているということで、子育て施策は限られた財源の中で、時には保護者の意見を聞きながら、村では総合的に判断しながらやっている、500円を頂いて進めているんだということで話されました。

私は、まずは18歳以下の子どもの医療費、1レセプト500円、この受診手数料の撤廃をまず求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

子供医療費のレセプト代についてお答えいたします。

村では、令和2年3月に策定いたしました高山村総合戦略の中で、4項目から成る基本目標の一つに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえとした目標に向かって、子育てしやすい環境の充実と子育て世帯への経済的支援の充実に努めているところであります。

これまで本村では、子育て世帯への経済的支援の一つとして、他の市町村に先駆けて、18歳までの子どもさんを対象に、かかった医療費の自己負担分のうち1レセプト当たり500円を受給者の皆様に負担していただいたほかは、福祉医療費として村が給付をしております。

この受給者負担金の考え方につきましては、過去の答弁と重複いたしますが、平成13年に県と市町村が共同設置した福祉医療制度のあり方検討委員会の提言に沿って創設されたもので、この制度を持続可能なものにするために、県、市町村、受給者の3者が共に支え合うという制度の趣旨の下、今日まで実施しているところであり、令和5年6月1日時点で、県内の全77市町村のうち、本村を含む75%に当たる58市町村が受給者負担金制度を導入している状況でございます。

そこで、18歳以下の子ども医療費の1レセプト500円の完全無料化についてのお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたが、平成13年の提言における医療機関等を受診した皆様に、福祉サービスの受益と負担の関係を明確にし、共に制度を支え合う一員であることを自覚していただくために、医療費の一部を負担することが適当であるとの趣旨から、受給者の皆様に御理解をいただき、これまで受給対象範囲を拡大しながら制度を充実させてまいりましたので、持続可能な制度とするため、3者での支え合いの考え方が定着しているものと考えております。

しかしながら、去る1月23日に召集されました通常国会におきまして、岸田首相は施政方針演説の中で、こども・子育て政策について「従来とは次元の異なる対策を実現する」とした上で、最近では児童手当の拡充等について一部報道されるなど、今後も各方面でこども・子育て政策の対策が講じられるものと思われまます。

このようなことから、村におきましても、子育て世帯への経済的支援は重要課題でありますので、国の動向も注視しながら、総合的に検討した中で判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

———湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

それでは再質問いたします。

ただいまの答弁でもありましたけれども、村長から、県と共に設置した福祉医療制度のあり方検討委員会ということで、共に支え合う一員であることを受益者に自覚していただくためだということで、500円を設定しているという答弁でありました。

しかし、最近、今年4月現在、上伊那地域を中心に19自治体が手数料を無料にして、子ども医療費を完全無料化としております。また、東京都は都が中心になって高校生まで無料化したとホームページに掲載されております。このことは従来から、村長、ただいまもそうですが、繰り返される、県と共に設置した福祉医療制度のあり方検討委員会との確認という、これは崩れ始めているということを言えると思います。

そして、本村の昨年度の子どもたちの医療機関の利用件数、およそ毎月900件ぐらいと聞きました。ですので、年間およそ1万件というように聞いております。そうしますと、大体500万円ぐらいが必要になる経費だというふうに考えます。そうしますと、現在の本村の予算規模から推計すれば、予算総額の0.1%程度ということを出せば可能ということになるのではないかと思います。

例年、9月議会にかかるわけですが、前年度繰越金もありまして、基金への積立てというものも1億円ほど計上されたり、また当然翌年への繰越金というのも出てくるわけでありまして。ですから、こういうものも含めて、ぜひ年間500万円、この金額を出していただくということをお願いしまして、答弁お願いしたいと思っております。

それでもう一つ、村長は従来から、近隣の自治体が行っていないので、なかなか難しいということもおっしゃっております。近隣の自治体といっても、北信地域ぐらいの範囲かなというふうに、今の長野県の状態を見ると言えるかというふうに思います。これも500万円のためならばということで、ぜひ先陣を切っていただくということも併せてお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村 長（内山信行）

それでは、再質問にお答えいたします。

今、議員のほうから金額的な数字をお示しいただきました。予算規模としては年間500万円あればと、こういう御指摘もありましたけれども、全体としてこの制度を持続可能なものにするためにということで、3者で合意をしたものでありまして、そういった点では、医療制度の持続ということで受給者にも理解いただいているというふうなところで村としても受け止めております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、75%の自治体がそういったことで1レセプト500円と
いうことを実施しておりますけれども、全体的に国の方針もありますので、今後どうなるか分か
りませんが、状況を見ながら、また近隣市町村等の状況を見ながら検討してまいりたい、こ
のように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

以上で湯本辰雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時37分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月6日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 高井央葉

署名議員 黒岩清道

署名議員 湯本辰雄

令和5年第2回高山村議会6月定例会一般質問目次

令和5年6月7日（水曜日）

7番	黒岩清道議員	65
	アピアランスケア助成について	
	一般県道宮村湯田中停車場線について	
6番	高井央葉議員	70
	高山村独自の子育て支援を	
	村民ホールの利用推進を	
	行政サービスにおけるIT技術活用を	
5番	沖島祥介議員	82
	給付型奨学金の導入による定住促進、人口減対策について	
	インバウンド観光に対応した、村内に統一した観光表示板設置について	

令和5年第2回高山村議会6月定例会会議録（第3号）

令和5年6月7日（水曜日）

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

質 問 し た 者

7番 黒 岩 清 道 議員

6番 高 井 央 葉 議員

5番 沖 島 祥 介 議員

出 席 議 員（12名）

1番 久保田 雄 吉 議員

2番 勝 山 正 弘 議員

3番 滝 澤 聖 議員

4番 梨 本 進 議員

5番 沖 島 祥 介 議員

6番 高 井 央 葉 議員

7番 黒 岩 清 道 議員

8番 湯 本 辰 雄 議員

9番 松 本 茂 議員

10番 山 寄 秀 治 議員

11番 柴 田 弘 男 議員

12番 西 原 澄 夫 議員

欠 席 議 員（なし）

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行

副 村 長 藤 沢 敏 和

教 育 長 澁 谷 茂 夫

総 務 課 長 宮 川 裕 明

住民税務課長
（会計管理者） 西 原 一 美

健康福祉課長 堀 一 生

産業振興課長 小 淵 義 彦

建設水道課長
（定住支援室長） 荒 井 孝 浩

教 育 次 長
（人権推進室長） 山 崎 久 志

事務局出席職員

午前10時00分 開 議

○議 長（西原澄夫議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議 長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

テレビ中継のほかに質問者のカメラ撮影を許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議 長（西原澄夫議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 7番 黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

おはようございます。通告に従い質問をいたします。

私からは、大きく2つの質問をします。

1つ目は、アピアランスケア助成についてお伺いします。

アピアランスケアとは、がん治療などによるアピアランス、外見の変化による苦痛を軽減するケアのことですが、治療により変化した外見が気になる方と、気にならない方はいらっしゃいます。外見の変化で周りの人からどう思われるかと、非常にそう思う方も多くいると思われま

す。がんは2人に1人がかかる病気とも言われています。しかし、早期発見・早期治療で治る時代でもあります。しかし治療中、やはり外見の変化が著しいこともあります。それに悩む人も数多くいると思います。ウィッグのような、ちょっとしたものをつけることで安心して社会復帰することも可能な時代であります。人生100年時代と言われている中で、高山村としてはどのような対応をし

ているのかお聞きします。

2つほど質問いたします。

今まで高山村では、こういうアピアランスケアの相談はあったのでしょうか。また、プライバシーに対応した窓口の対応をなされているのかお聞きします。

2つ目は、隣の須坂市などでは新聞にも載りましたが、4月からアピアランスケア助成事業を始めました。県でも対応していると思いますが、高山村ではこの助成事業はいつから進めるのか、お聞きします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

アピアランスケア助成についてお答えいたします。

まず初めに、アピアランスケアについてであります。これは議員お話のとおり、「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の皆さんの悩みを少しでも軽減するケア」とされており、がん治療による傷あとや乳房の喪失、脱毛等、外見の変化はがんを患った方々の切実な悩みであり、治療に伴う外見の変化を補完するものとして、頭髪補助具、いわゆるウィッグや乳房補正具などの補正パットや補正下着などがございます。

今やがんは、2人に1人がかかる病気と言われており、2019年の国立がん研究センターによりますと、日本人が生涯のうちのがんと診断される確率は、男性が65.5%、女性は51.2%と言われておりますが、近年では、がんの早期発見と医療の進歩などから、5年生存率が年々上昇し、2009年から2011年のがんと診断された方の5年生存率は64.1%と、10年前の57.4%と比べて6.7ポイント増加し、がんは不治の病からつき合う病へ、そして治る病へと変わりつつあり、がん患者やがんを経験された方の中にも、社会で活躍されている方が増えてきております。

そこでまず初めに、これまでアピアランスケアの相談や、プライバシーに配慮した窓口対応についてのお尋ねであります。これまで村にアピアランスケアに関する相談は寄せられておりませんが、ケアを必要とされる方は、直接医療機関等に相談され、必要な用具等を購入されているものと思われま。

また、村に相談が寄せられた場合は、プライバシーに配慮し電話での相談や個室での対応など、相談者に寄り添った対応を心がけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、アピアランスケアに対する村の助成事業の開始時期についてのお尋ねであります。県では本年4月1日付で、アピアランスケアに対する補助金制度を創設し、助成事業を行っている市町村に対して補助を行っております。

この事業の対象者は、がん治療を過去に受けた方や、現在受けている方でがん治療やその副作用により外見の変容を生じたことによりウィッグや乳房補正具等の購入をされた場合、半年以内であ

れば補正具購入費用や医師の証明費用など、負担された費用の2分の1以内で2万円を上限に、県と事業実施市町村がそれぞれ1万円ずつ助成する制度となっております。

このようなことから、村におきましては、がん治療やその副作用でお悩みの方の負担軽減を図ることは大変重要なことであることから、早急に準備を進めて対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

再質問させていただきます。

非常に対応ができる体制はとっているということで、ただ相談がないということは、対応がプライバシーの問題ですので病院の方からの相談になるかもしれませんが、ないというのはちょっと寂しいなとは思いますが、早期にということ、もし相談があったときに速やかに前倒しで助成事業を始められるように今準備をされているのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再質問にお答えします。

再質問は、いつ準備をされているか、この1点でよろしいですか。

先ほど早期に実施したいと、このように御答弁させていただきました。ただ、その準備については、当然、要綱の作成、そしてまた議会の皆さんに御承認をいただく、この手続がありますので、その手続をして実施をしてまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

がん治療は、いつまでも待てるものでもないというところもありますし、正直なところ、対応が悪ければ、まだ助成事業はありませんという形で切られないように、相談があったら丁寧に説明と、また前倒しの助成事業の立ち上げという形で進めていただければありがたいなと思っております。

それでは、2問目に移らさせていただきます。

2つ目は、一般県道宮村湯田中停車場線についてであります。

県道342号線、小池峠を通るところですが、宮村、蕨平の間の淵ノ沢から湯田中駅までの県道があります。この県道は、高山村と中野市が中間に入りますが、山ノ内町を結ぶ歴史ある道路であります。昔は謙信道とも言われました戦道でもありましたけれども、昭和初期までは、物流とまた観

光など、非常に交流がありました。山ノ内町側の酒屋から山田温泉の旅館にお酒を運んでいた、お米を運んでいたということもあります。また、農作業を終えた高山村の住民も峠を越して、たまには湯田中に行こうかということで、特に角間温泉のほうに行かれたという話をよく聞きます。

そういう形で交流があったわけですが、当時も豊野南志賀公園線、また国道292号線の主要地方道を連絡する重要な基幹道路でもありました。しかし、小池峠付近は交通不能の状態になっております。

昭和41年から、宮村湯田中停車場線改良期成同盟会が発足し、交通不能区間の解消を目的に提言をしておりますが、もう正直、半世紀が過ぎています。観光・交流など、また今後、災害などで迂回路、そんなこともあるかもしれません。ただ、道が空くことで観光には想像のつかないプラスのものがあると思います。この交通不能解消は、高山村だけでなく、山ノ内町でも長年の悲願になっております。

そこで2つほど質問させていただきます。

宮村湯田中停車場線の今の現状、また開通はどういう方向に向かっているのか、いつになるのかという点です。

それと2つ目、山ノ内町側では小池峠を越えたところの寒沢、菅地区では、近日中にはもう北信建設事務所のほうに陳情に行くという情報をいただきました。高山村としても、この開通に向けてどのように考えていくおつもりか、お伺いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

一般県道宮村湯田中停車場線についてお答えいたします。

本村を含む中野市及び山ノ内町の3市町村では、昭和41年に高山村宮関地区と山ノ内町菅地区を結ぶ小池峠の交通不能区間解消に向け、県道宮村湯田中停車場線整備促進期成同盟会を設立いたしました。

本同盟会では、高速交通体系の長野都市圏と北信地域市町村圏を結ぶ広域幹線道路及び観光ルートとして確立し、両都市圏の産業文化の発展と住民福祉の増進に資することを目的に、これまで57年の長きにわたり要望活動を重ね、昨年も8月に総会を開催し、12月に関係する県議会議員並びに長野県関係者に建設促進に向けた要望書を提出したところであります。

この道路が整備されることにより、国道292号と主要地方道豊野南志賀公園線の両幹線道路を連絡する目的のみならず、高山村、中野市及び山ノ内町の3市町村を結び、名湯を有する信州高山温泉郷や湯田中渋温泉郷を周遊する交流促進や、年間を通じて広域的な観光も期待できる重要な路線であるとともに、中野市や山ノ内町とのアクセス時間が短縮されるため、村民の皆さんにとっても、日常生活の上で利便性の向上が図られるなど、多様な効果が期待できるものと思っておりますので、

本路線の早期実現を願うものであります。

そこでまず初めに、宮村湯田中停車場線の現状と開通時期についてのお尋ねでございますが、県道を管理する長野県建設部に本路線の整備の状況についてお聞きしましたところ、本路線につきましては、山岳地形のため大規模な道路整備となることや、緊急性等を含め総合的に勘案すると、当面は事業化が困難である旨の回答をいただいておりますことから、開通時期につきましてはお答えいたしかねますので、よろしくお願いいたします。

また、長野県総合5か年計画に、調査実施等を検討する道路の主な箇所への位置づけが、現時点でされていないことから、今後の社会・経済情勢の変化や交通需要を見据え、整備の必要性を検討していただけるよう、これまでと同様に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、村として開通に向けてどう考えているのかとお尋ねでございますが、村では、本路線が全線開通した場合、特に期待できる効果といたしましては、緊急医療の支援や大規模災害時における代替道路の確保を始め、物流の効率化や投資・生産の誘発、人的・観光交流の活性化や雇用の創出、人口と税収の増加のほか、通勤の拡大や公共交通サービスの充実などにより、住みやすさの向上が図られるなど、様々な効果が期待できるものと考えております。

したがって、村といたしましては、本路線が整備されることによって、本村を含む北信地方にとって、地域の活性化につながる有益な広域観光ルートであることや、災害時における広域連絡道路としての重要な幹線道路になるものと考えておりますので、引き続き近隣市町村と整備促進の重要性を協調しながら、本同盟会による要望活動のほか、村民の皆様にも本路線の重要性などについて御理解いただけるよう、ホームページ等を通じて啓発してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

再質問をさせていただきます。

現状は通行が不能ということではありますが、地区的には中野地籍のところは崩落しているのかなと思いますが、県道を開通するにはそこが非常に難しいということもお聞きしました。逆に、これを迂回するような道路を造ろうとすると、県道の中に林道が入ってしまうということもあるようですが、そういう形の提案なども県などに進めていることはあったのでしょうか、お聞きします。

○議長（西原澄夫議員）

———荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

再質問にお答えをいたします。

この本線以外に迂回をするような道路の提案をした経過があるのかという御質問かと思っております。

これまで先ほども申し上げましたが、50数年にわたって要望を重ねる中におきましては、本線以外の提案もなされたのではないかなというふうを考えておるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、以前は車ではなくて、徒歩で通行はある程度大勢の方が利用されていた道路ということで、大変重要な道路であるということは認識しておるところでございます。村といたしましては認識しているわけですが、これをどのように道路管理者であります県のほうに御理解いただけるのか、そこが難しいところでございます。

今、御提案をいただきましたように、県に御理解いただけるような、様々な方法を検討して今後の要望活動を継続してまいりたいというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

やはりそういう提言があったと思われませんが、昔は期成同盟会ができた頃、トンネルを開けるといふところまで段階を踏んだところもあったとお聞きします。正直、高山側のほうが利点が少ないんじゃないかという声もあって、今、期成同盟会の中でも高山側の熱が冷めてきているのかなと思いますが、やはり同盟会含めて、高山村、山ノ内町、中野市とうまく話し合いをして、方向性をしっかりと構築して県のほうに要望を出していただいて、早く車で通行できることを切に願って、私からの質問は終わりいたします。

○議長（西原澄夫議員）

以上で黒岩清道議員の質問を終わります。

—————6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

通告に従いまして質問いたします。

1問目に、高山村独自の子育て支援をとということでお尋ねします。

高山村では、出産祝い金といった直接お金が支給されるような支援から、保育園活動や小中学校の活動に対して村バスを出していただくようなサポート。また、小中学校では細かく様々な部分において村負担で支援していただくなど、昨日、山寄議員の一般質問でもありましたように、小中学校でかかる保護者の負担については、ほかの自治体と比べても少なく、まさに妊娠出産時から乳児、幼児、小中高生まで、多方面において独自の子育て支援をしているということは十分感じているところであります。

その上で、自然に人口減が進む昨今において、今後、この人口減のスピードを抑え、活気ある村を持続可能にしていくためには、子育て世帯が今大変だと感じている部分について、少しずつでも改善していくことが必要だと感じています。

若い世代に高山村なら妊娠出産も安心、高山村なら子育てが楽しそうと思ってもらえたり、今現

在、村に住んでいる子育て世帯、子どもたちには、高山村に住んでいて良かったと安心して暮らし続けることができ、またさらには、この高山村で子育てがしたい。この保育園、この小中学校に子どもを通わせたいと、子育て世帯が移住・定住したくなるような、さらなる高山村独自の子育て支援策が必要ではないかと考え、伺います。

1つ目に、今年4月、親の就労状況に関わらず保育所を定期的に利用できるようにするべきだとの要請を受けて、政府は2023年度からそれに即したモデル事業を始めるとの発表がありました。さらに先週、岸田総理は、働いているかを問わず誰でも時間単位などで柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」について、速やかに全国的な制度とすべく、2024年度から制度の本格実施を見据えた形でモデル事業を実施したいと表明されました。

2024年度ということは、来年度から、もしかしたら全国的な制度となるかもしれないという中で、先行というのは難しいのかもしれませんが、来年度までに途中入園などの御家庭に対して、先行して就労条件を問わない入園を進めてみるなどの考えはありますでしょうか。

2つ目に、全国的に不登校の児童生徒や、不登校とまではいかななくても、学校に行きにくい、行きたくないと感じる子どもたちが増えている中で、村の支援策はどのように対応していますでしょうか。

3つ目に、高校生に対する支援では、バス通学補助を行っているところでありますが、今までも何度か一般質問をしておりますが、この支援では、高校生全体の支援にはなりませんし、村の子どもたち、今の中学3年生のみんなもこれから安心して高校進学を考えられる支援でない、と感じています。高校生全員が少しでも支援を受けられる施策を望みますが、いかがでしょうか。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

高山村独自の子育て支援についてお答えいたします。

村では、これまで少子化対策として、出産、育児、教育など、妊娠期から子育てまで切れ目なく継続的に支援するため、子育て世帯に対する様々な経済的支援を総合的に実施してまいりました。

子どもは家庭にとって、また地域社会におきましても、かけがえのない存在であり宝でありますことから、これからも次世代を担う子どもたちの健やかな成長と、安心して子育てできる環境づくりを総合的に推進していかなければならないものと考えております。

そこでまず初めに、国に先行して就労条件を問わない保育園の入園を進めることについてですが、国では未就園児の親が育児疲れに追い込まれたり、孤独感を抱えたりするケースが増加傾向にあることや、親の就労要件を問わず保育園を利用できるよう要件緩和をすべきなどといった要請を受けて、本年3月末には、次元の異なる少子化対策のたたき台が示され、その後、岸田首相は「こども誰でも通園制度」を2024年から開始すると、このように表明されております。

このため、村が先行して親の就労要件を緩和して入園を受け入れることは考えておりませんので、よろしくお願いたします。

次に、不登校の児童生徒などへの支援策についてのお尋ねであります。近年、全国的に不登校の児童生徒が増加しており、特に学年が上がるにつれて多くなっている傾向があると、このように言われております。

この不登校の主な要因としましては、生活環境や友人関係、学習面での不安など様々であり、これらの要因が絡み合っている場合や、中には、漠然とした不安を持つ子どもや、要因が特定できない場合もあると言われております。

このような中、村では、要保護児童対策地域協議会において、個別ケース検討会議や実務者会議を開催し、関係者間で情報を共有するとともに、対応方針を検討し、必要な対策を講じております。

一方、小中学校においては、頻繁に支援会議を開催し、学校や家庭のみならず、児童福祉機関や保健医療機関、民間の支援団体などの御協力をいただきながら対応策を検討してきております。

さらに、学校に来ることはできるが教室に行くことができない、このような子どもに対しては、中学校では相談室で生徒指導支援員が対応し、小学校においては保健室で学校支援員が対応に当たっております。

次に、高校生の支援についてのお尋ねであります。中学校を卒業しますと、自分の夢の実現のために進路を選択することとなり、生活スタイルを始めとして、例えば高校へ進学する場合の通学方法を考えたときに、バスや電車、さらには自転車や、時には御家族の送迎などといった様々なケースがございます。

このような中で、村では、地域公共交通の維持存続や利用促進を図るため、平成30年度から路線バスを利用する村内在住の高校生を対象に、バス定期券の購入費用に対する補助を行っております。このため、高校生全員に一律に経済的な支援を行うことは現時点では考えておりませんが、今後、少子化対策として、高校生に対して何ができるのかなどを慎重に検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問します。

1つ目の質問について、子どもの保育の関係です。2024年から開始する中で、村で先行して親の就労要件を緩和して入園を受け入れることは考えていないということでしたが、もし仮に2024年度に全国的な制度とならなかった場合でも、高山村では、2024年度から子育て世帯の負担を軽減して、親子がともに笑顔で過ごせることを目的として実施していけたらいいのではないかと考えますが、その点と、この制度を進めるに当たっては、保育士の皆さんの負担について、軽減策を同時に考え

ていく必要が多分に出てくるかと思えます。

今はもうないと思うんですけども、以前は保育士不足の中で、一時保育について何日も前にお願いをしても、その日には無理だというふうに断られたようなこともありましたし、保育士の待遇をより良くすることと、確保することは喫緊の課題かと思えます。保育士の待遇の改善と確保について、村の考えをお聞かせください。

また、2つ目についてですが、先日、須坂市にあります須坂市中間教室と、新しくできたフリースクールを見学させていただきました。先ほど村長もおっしゃいましたように、子どもが学校に行きたくないという理由については様々ありますけれども、何も特別なことではなく、うちの子どもたちも言うかもしれないという不安を親はいつも抱えているわけです。誰にでも起こり得ることだと思います。

そういった中で、もちろん公立学校の枠組みの中でいろんなことをしていただいているということもよく分かっておりますが、最終的に学校に行けるようになることを目標にした支援会議やサポートだけではなく、今答弁いただいた対応策の1つとして、近隣の市町村に子どもたちが行ける場所があることを村でも把握していただいたり、周知していただいたり、また連携も取っていただけたらと思えますが、その点いかがでしょうか。

また、バスの補助についてですが、平成30年度からということで何年も経ちまして、大分周知が進んだということで、今年はバスに乗っている子も増えたと聞いています。異次元の子育て施策の中で今後変わってくる可能性もありますが、高校生の児童手当の話も出ていますけれども、現在は高校生になると児童手当がなくなって、反対にかかるお金は相当額増えている状況です。

そういった中で、バス補助では支援を受けることのできない子どもたち、世帯に対して、以前も申しあげましたように、例えば、長野方面まで出られる子どもに対しては電車の補助を2割、3割といったこと。また、中野方面の学校に通っているお子さんもおりますので、小布施方面のバスの運行をするなど、受けられる補助はその中の1つでいいと思うんです。何か対策を、慎重に検討も大切だと思いますが、早急に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

————内山村長。

○村長（内山信行）

まず、1番目の2024年度から国が実施すると、これを国が実施しなかったらどうするかと、こういう問題ですけども、1つには家庭の問題で議論するということは非常に難しいですけども、国が次元の異なるということで、そういう方針を策定している以上、やはりそこはしっかりとした国の責任で実施されると、このように考えておりますので、これが実施されないという、先ほど言いましたように、家庭のことは非常に難しいので、実施されるものと、こういうことで村は考えております。

次に、不登校については、いろいろな要因があるということで、先ほども申し上げましたけれども、よく議員は子どもたちの居場所、こういうふうな話をされますけれども、村内ではなくて隣接市町村に行って子どもたちが自由に行動できる、こういうことも大事だろうというふうに思いますので、それは地域で育てる、あるいは須高で育てるということにつながると思いますので、その辺も含めて、また検討していかなければならないと思いますし、当然、子どもたちは、ただ中にこもっているだけではなくて、いわゆる外に出る、あるいは地域に出る、そういった格好で自然の中で育つ、あるいは地域の人と育つ、こういうことが大事でありますので、この辺も含めてまた、村だけじゃなくて学校を含めて検討していかなければならないと思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、高校の多様な支援ということで今、再質問をいただきましたけれども、先ほど言いましたように、バス以外にもどのような支援ができるのか、この辺をしっかりとまた検討をしていきたい。それは18歳までですので子ども支援策ということで、先ほども言いましたように、何ができるのか、また何が効果的な支援になるのかも含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再々質問をお願いします。

先ほど国の責任であるのでということでした。国の方針の中で、「こども誰でも通園制度」に関して、保育士さんの処遇に関しては何も提案されてないような、ちょっと調べてみましたが、私は見つけられなかったんですけれども、もし国の方でやりますとなったときに、高山村の保育士さんたちの処遇について、多分誰でも通園制度となると、保育園に行ける子が増える中で、何かしら処遇、保育士さんを増やすとか、時間の割り振りをするとかということも必要になってくると思うんですけれども、その辺をどのように考えていますでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再々質問にお答えします。

先ほど家庭というお話をしましたけれども、まだ国の方から、そういうものを方針であるということで、23年度においては試験的に取り入れるというところがあるというふうに言われておりますけれども、実際にどのような格好で来るのか、そういったものも当然、これから国からも連絡があると思いますので、そういったものを国の方針に伴って、また自治体でもしっかりと慎重に判断していきたい、このように考えていますので、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

国で決まったからではなくて、高山村に先ほども移住定住が増えたらというお話をしましたけれども、この保育園に行きたいと言って上がってくる方、ここに家を建てようと思ってる方、多分とも多い時期がありました。私も多分、その時期に上がってきているんだと思うんですけども、とてもいい場所です。もっと何か手を尽くすことで移住定住も増えますし、子どもも増えてくるんじゃないかなと思います。

今の村の現状と、子どもたちの声が響く未来を思い描いた子育て支援を望んで、1問目の質問を終わります。

次の質問に移ります。

2問目は、村民ホールの利用推進をということでお尋ねします。

村民ホールがリニューアルされ、木の温もりがとても心地よい、広く快適な場所になりました。広報4月号にも掲載され、周知もされているところかと思いますが、時々見る限りでもふだんの利用がなかなかされていないように感じています。

先日、村の方と話をしていた際、村民ホールの話にもなりましたが、どこにあるのかといったような声や、知らなかったというような声が聞かれました。広報4月号にとどまらず、周知と利用促進に対して、工夫とPRが必要だと考えますが、積極的に利用してもらうための方策について伺います。

1つ目です。村民ホールについて、利用時間や利用の条件等はどのようになっていますか、また、それはどこを見れば分かるようになっていてますでしょうか。

2つ目に、先ほども申し上げましたように、せっかくリニューアルしたすてきな場所ですが、なかなか利用されていないように感じます。とてももったいなく感じています。小学生や中学生、高校生がバスや迎えを待つために利用するというのも視野に入れてはどうでしょうか。

3つ目です。私は最近、時々利用をさせていただいておりますが、席同士の間隔が近くて、反響がしやすいことがちょっと気になっています。たくさんの方に利用していただきたいというようなイメージ図が出されていたかと思うんですが、雰囲気を壊さないようなパーテーションなどを設置することで、打合せをされている横で勉強したり、本を読んだり、いろんな方に気兼ねなく使ってもらえるかと感じましたが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

村民ホールの利用推進についてお答えいたします。

役場村民ホールにつきましては、現在の庁舎を建設した昭和60年以降、38年間にわたって、窓口や会議等で役場に来庁される皆さんの待合場所や休憩場所として利用されてまいりました。

しかしながら、2階の会議室等に通じる動線が十分確保できていないほか、待合場所や休憩場所として手狭であることや、冷暖房設備が整っていないため、夏季や冬季間において過ごしにくいことなどが課題となっております。

こうしたことから、役場に来庁される皆さんにとって村民ホールが親しみやすく、利用しやすい環境へと改善するため、昨年リニューアル工事に着手し、本年3月に工事が完了したところでございます。

このリニューアル工事では、庁舎南側へ増築し待合場所や休憩場所を拡張するとともに、2階の会議室等への動線を確保するほか、夏季や冬季間においても過ごしやすい空間とするため、冷暖房設備を整備いたしました。

また、森林資源の有効活用を啓発するため、木の温もりが感じられる空間をテーマに、内装や家具の一部に県産材等の木材をふんだんに使用したほか、ペレットストーブを設置、木材特有の温かみを感じられる空間へとリニューアルさせていただいたところであります。

そこでまず初めに、村民ホールの利用時間や条件等についてのお尋ねではありますが、原則、村民ホールは、窓口や会議等で役場に来庁される皆さんの待合場所や休憩場所としての利用や、短時間の打合せ場所としての利用のほか、マイナンバーカード相談窓口や、期日前投票所等の特設会場としての活用を想定しておりますことから、公民館等の文化施設や、いわゆるイベントスペースとは、その性格が異なるものと考えております。

このため、村民ホールの利用時間につきましては、役場の執務時間と同じ平日の午前8時30分から午後5時15分までとしておりますが、平日の午後5時15分以降に2階の会議室等で会議等がある場合は、その会議が終了するまでの間は利用していただくことが可能となります。

一方、利用条件につきましては特段定めておりませんが、開庁時間内で窓口に来られた村民の皆様や、職員の執務に支障のない範囲内であれば、特に制限を設けず自由に御利用いただけるものと考えております。

次に、小中学生等のバスや迎えを待つ方の利用についての御提案ではありますが、村民ホールの利用に当たっては、午前8時30分から午後5時15分までの開庁時間中であれば、待合場所として利用することは現時点でも可能であり、大いに利用していただきたいと考えております。

しかしながら、開庁時間外につきましては、庁舎のセキュリティ上、玄関を施錠する必要がありますことから、基本的に利用いただくことはできませんので、御理解いただきたいと考えております。

次に、テーブルごとにパーテーション等を設置したらどうかの御提案ではありますが、村民ホールは先ほど答弁申し上げましたとおり、公民館等の文化施設とはその性格が異なり、主として役場

へ来られる皆さんの待合場所や休憩場所としての利用を想定しておりますことから、設計当初から、テーブルごとへのパーテーションの設置は検討しておりません。

しかしながら、現在打合せ等で御利用いただいているケースも見受けられますことから、開放感を損ねない程度のパーテーションの設置について、今後検討してまいりたいと考えております。

したがって、今後とも村民の皆様を始め、小中学生や来庁される皆様に村民ホールを有効に利用していただけるよう、引き続き啓発等に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問します。

利用時間が開庁時間ということで、4月号の広報にも、時間などは多分開庁時間の中だからということで書いていなかったかと私は思うんですけども、利用する人にとっては、何時から何時まで開いているんだろうとか、ここで飲食ができるんだろうかといったような、役場の方から見れば当たり前のようなことも書いていないことによって、利用しづらいということがあるかなと感じています。

その辺も、ここはこうやって使ってくださいというような内容ですとか、例えば、先ほども言ったように飲食ができる、できないといったようなこと、譲り合って使ってくださいという当たり前のようなことも、細かなことでも新しいところを利用するに当たっては必要かと考えますが、その辺はどのように周知していただけますでしょうか。またそれは、しない方向かどうか、その辺も教えていただきたいと思います。

また、上の階で会議があった際はという時間の設定に関しては、とても曖昧な感じがするのですが、その辺もとても曖昧なんです、イベント等はやらないという形で、その辺ははっきりされていたり、なかなか利用の難しい場所のように感じました、今お話を聞いて。

少しずついろいろ試しながら、例えば、上の階で会議であるという日、例えばカレンダーでこの日は何時まで会議があるから、この日は何時まで使えるよというような表示をするですとか、集まりとかイベントに関しても、誰でも参加できるものに関してはいいよとするとか、少しずつでいいので、何度か試していただけないかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

再質問にお答えさせていただきます。

まず、周知の方法でございます。周知不十分ということでございますので、改めてその辺は基本

的な利用方法等、また広報等で周知を図らせていただきたいと思いますと考えております。

また、利用の方法でございますけれども、時間外、会議等がある場合は利用していただいてもということなんですけれども、それはあくまでも2階で会議があるときには施錠ができないものですから、基本的には玄関が開いてる状況で会議等でお越しになった方が、そこを利用していただいても構わないという考え方のもとで、そういった形になっております。

また、イベントにつきましては、いろんな考え方がございますけれども、基本的には先ほど答弁でも申し上げましたとおり、必要なイベント等がもしあれば、公民館等を利用していただきたいと思いますというのが村の姿勢でございます、改めてあの場所をイベント会場として予約して御利用いただくことは現在考えてございませんので、その辺は御理解いただくようによろしくお願いいたします。

また、そういった内容につきましては、総体的に改めて周知をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

先ほど5時15分以降の利用については、現在考えていないという話がありました。先ほど夏季・冬季間利用できるように冷暖房も完備してということがあって、とてももったいないなと本当に思います。高山村には、子どもたちが安心して気軽にバスや親御さんの送迎を待てる屋内施設はありません。バスが停まる場所、役場の前に止まります。駐車場もあります。これほど適した場所はないかと思えます。要望が出てきてからではなく、セキュリティの問題など、もちろんあるかと思えますけれども、使えるように何か考えていただきたいと思います。

また、せっかくできた良い場所ですので、先ほども言いましたように、とてもいいイメージ図でしたし、今できてとても広く開放的で、とても良いと思えますので、いろんなアイデアを出し合いながら、みんなにとって良い場所になるようにしていただけるよう要望しまして、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

3番目は、行政サービスにおけるIT技術活用をということでお尋ねします。

地域の豊かさをそのままに、都市と同じ、または違った利便性と魅力を備えた魅力あふれる新たな地域づくりを目指しているデジタル田園都市国家構想ということで、デジタルの力を活用して地方の社会課題解決を推進する中で、構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備や、誰一人取り残されないための取組などが様々掲げられてきています。

高山村としては、IT技術をどう行政サービスに生かしていくのか伺います。

1つ目に、情報の収集・発信は、行政サービスの要とも言えると思いますが、高山村役場では、職員が利用できるネット環境につながるパソコンの整備はどのような状況でしょうか。

2つ目に、この4月よりきらめきポストの公開が始まったことも含めて、4月からホームページの更新が積極的にされるようになりました。更新されていることもあって、閲覧のしがいがありますが、やはりホームページでは受け身の発信ということもあり、まだ見ていないという方も多いように感じます。もっとたくさんの方にホームページを見てもらえるようにする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3つ目に、IT技術を活用した行政サービスの向上は、村民にとってももちろんですが、行政側にとってもメリットが大きいと考えます。今後どのように活用していくか、具体的な構想を伺います。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

行政サービスにおけるIT技術活用についてお答えいたします。

政府は、地方における人口減少や少子高齢化、産業の空洞化といった課題に対し、デジタル技術を活用し解決を図ることとして、令和4年6月にデジタル社会の実現に向けた重点計画や、デジタル田園都市国家構想基本方針を閣議決定し、政府としての方針を示しております。この方針に基づき、国では令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン実現に向けて、政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、必要な施策間の連携をこれまで以上に強化するとともに、同様の社会問題を抱える複数の地方公共団体が連携して効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力を活用した地域間連携の在り方や推進策を提示しております。

これを受けて、地方自治体ではデジタルの力を活用した地方の社会課題の解決に向けて、1つ目に、地方に仕事をつくる、2つ目に、人の流れをつくる、3つ目に、結婚、出産、子育ての夢をかなえる、4つ目に、魅力的な地域をつくることの取り組みを強化していくこととしております。

こうした中、本村におきましては、DX推進を図るための実効性の高い計画を策定するため、専門知識の豊富な事業者の支援を受けることとして、本年4月17日に民間事業者2社と包括連携協定を締結し、デジタル田園都市国家構想に掲げる地域ビジョンの実現に向けて取り組むこととしております。

そこでまず初めに、職員が利用できるネット環境に接続しているパソコンの整備状況についてのお尋ねであります。現在本村では、職員が業務で使用する端末を接続しているローカルエリアネットワーク、いわゆるLANはセキュリティの観点から3つのLANを整備しており、1つ目は、住民基本台帳関連事務や税関連業務など、村民の皆様の個人情報を取り扱う閉鎖的なネットワーク回線のLANに接続している端末で、その業務を取り扱う担当者ごとに1台ずつ配置しているほか、官公庁に限定して構築しているネットワークであるL2WAN回線のLANに接続している端末は、

職員が日常的に業務に使用することから、1人につき1台ずつ配置しております。

さらに、一般的なインターネット回線のLANに接続している端末は、業務上、頻繁に使用する必要がなく、また費用対効果やセキュリティ対策の観点から、原則、各課等で1台ずつ配置して業務を行っております。

次に、村ホームページをもっと見てもらえるようにする方策についてのお尋ねであります。村では、ホームページや情報無線、広報紙などの媒体を活用して、村民の皆様を始めとする多くの方々に分かりやすく、そして新鮮な情報が届けられるよう心がけておりますが、中でもホームページは、スマートフォンがあればいつでもどこでも閲覧することが可能であり、加えて文章だけでなく、画像や地図等の多くの情報を掲載できるため、村にとっては大変有益な広報媒体の1つであると考えております。

このため、議員御指摘のように、ホームページをさらに多くの方に見ていただくことが重要でありますことから、まずは掲載する情報を頻繁に更新するとともに、掲載する内容を行政情報だけでなく、観光情報や村の魅力を伝える情報も順次増やすよう努めております。

さらに今後は、村民の皆様の御意見等をお聞きしながら、皆様に興味を持っていただける、より一層魅力的なホームページとなるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御願いたします。

次に、IT技術の今後の活用についてのお尋ねであります。先ほど申し上げましたとおり、村ではDX推進を図るため、民間事業者2社と包括連携協定を締結させていただきましたので、今後は、この包括連携協定の中でIT技術を活用した行政サービスの向上について協議してまいることとしております。

したがって、今後、各課等のヒアリングを行う中で、住民サービスの向上に向けて何ができるのか、また何をしなければならないのか等を洗い出し、行政サービスの向上に寄与するような事業が今後具体化してきた段階で、村民の皆様にも周知をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問いたします。

一般的なインターネット回線は、業務上頻繁に使用する必要がないとの答弁でした。これはほかの自治体でもそういう形のものなのでしょうか。先ほども申し上げましたように、今や情報の収集や発信は、行政サービスの要となると思います。積極的な活用が望まれていると感じるのですが、その辺はいかがでしょうか。

村民の個人情報はもちろんつなげないということは分かりますけれども、職員全員がインターネ

ット回線につながって、常に情報を収集できることでアイデアが生まれる、発信をそれぞれができるということで、村民との距離が縮めていけるのではないかと思います。費用対効果やセキュリティの話もありましたけれども、デジタル田園都市国家構想として、国もほかの自治体も知恵を絞るような状況です。

費用をかけた分だけ効果が出ると思うのですが、何のためにどうやって費用をかけて何をするのかということをはっきりさせながら、セキュリティももちろんしっかりしながら、職員1人1人のパソコンをインターネット回線につなげるべきだと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、3つのLANを整備しておりまして、そのうち通常の一般的なインターネット回線につきましては、各課1台ということでございます。これは、実際には他市町村を見ますと、大きな市になりますと、各職員が1台ずつ持っておりますLGWAN回線の端末に、一般のインターネット回線をつなぎ込んでいる、実際市レベルではございます。ただ、町村レベルですと、そこまではまだ至っていない状況かと考えております。

そういった意味で、LGWAN回線とインターネット回線を同じ端末に引き込むことは可能ではございますけれども、相当経費がかかる、システム的に改修するのに何千万円、予算をまだ見積もってございませんけれども、相当な経費がかかる中で、現在、それぞれインターネット回線のパソコンの各課1台の利用状況を見ますと、まだまだ日常空いている時間帯もあるというような状況でございます。

また、簡単に何かを検索するには、各課のインターネットパソコンとは別にタブレット等で済ませている職員も多い中で、実際にホームページ等の更新はインターネット回線でなければならない状況ではございますけれども、そういった中で、現在は費用対効果、またセキュリティの観点から、なかなかすぐにはそういった形が取れないという状況でございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問をお願いします。

DX推進計画ということで、まち同士での地域づくりということなのですが、先ほど仕事をつくり、人の流れをつくり、結婚、出産、子育ての夢をかなえる魅力的な地域づくりをということなのですが、近隣市町村のように、まちづくり委員会のようなこと、何ができるのか、何をした

らいいのかというお話がありましたが、何をしてほしいと村民が思っているのかというところを吸い上げるような場所も作っていただきたいと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

先ほど答弁で申し上げましたとおり、とりあえず職員間の中で何が実際にすぐ急いでやっていかなければいけないかというのは、これから今月下旬から洗い出しに入っていきます。

そういった中で、一般の住民の方の御意見をいただく場所としまして、今ホームページも募集させていただいておりますけれども、後期計画を策定するための委員さんを今募集しております。そういった中で、一般の村民の方の御意見等は十分にお聞きしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

昨日、勝山議員の質問でもありましたように、DX推進計画について5年をかけて少しずつ形にしていくとのことでした。少しずつでもいいですが、確実に地域の課題の解決に向けて、しっかり実のある施策を望みます。

市でやっていて、町村は難しいというような話もありましたけれども、村で先駆けてやってもいいのではないかと思います。できることをできるうちにやるということも大事かと思っておりますので、そんな施策を望んで、以上で私の質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で高井央葉議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

ただいまから議場内換気のため15分間休憩します。

会議は午前11時25分に再開します。

午前11時10分 休 憩

午前11時25分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

一般質問の最後になりますが、よろしく願いいたします。

通告に従い、2つ質問いたします。

1番目、給付型奨学金制度の導入による定住促進、人口減対策について質問します。

内容は、貸与型奨学金を借りた方が卒業後の返済がなかなか大変であるという話をよく耳にします。しかし、高山村では地元に戻って定住すれば返済しないでもいいという、新しい制度の導入の提案です。

本村の奨学金貸与制度を利用した人が、卒業後、職を持たれ、村内に定住した方を対象に貸与制度から給付型にし、返済を免除する制度にすれば、卒業後、村外で職を持つ方が多い現状の中、何割かの方が村内に戻ってきていただけるのではないのでしょうか。そして、定住促進策、人口減対策になるのではないかと思います。

そこでまず、現在の本村の奨学金貸与制度の利用状況と滞納の方はいないのか、お尋ね申し上げます。また、奨学金貸与制度の案内の目的を見ますと、高山村に住所を有し、高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な理由があると認められる学生に奨学金として無利子で貸付けを行うとあります。

そこで、経済的な理由により就学が困難な理由があると認められるというのは、奨学金を希望する家庭の所得制限を設けているのかをお尋ねいたします。また、設けている場合、今後、所得に応じた段階的な奨学金制度の見直しができないかもお尋ねいたします。

現在、本村に奨学金の返済、返還を助成する新規就農者支援制度がありますが、この制度は新規就農者を対象とした村外の方を想定した制度なのか、村内の方も対象になるのかもお尋ねいたします。また、現在の利用実績もお尋ねいたします。村内の方も対象なら、もっとPRしてもよいのではないかと思います。

昔と違い、これからの時代は、もうかる農業、近代農業、あるいはワインなどの醸造の勉強を目指す農家の若者の方もきつっているかと思えます。そこで、1度は都会で勉強して、卒業したら地元に戻って、今までと違う新しい農業を目指すというシナリオもあるのではないのでしょうか。奨学金返済免除のこの制度をもっと利用されるのではないかと思います。この制度により農業人口も増えるのではないのでしょうか。また、もっとPRすべきだと思います。

今回の提案は、職を持って定住すればよいという農業だけに限らず、募集の枠を幅広くすることで、村内に戻ってくる方が増えるのではないかと考えます。

また、少子化対策についてよく言われていることに、将来子ども1人当たりの教育費にお金がかかるという問題が大きいのではないのでしょうか。そこで、本当は3人ぐらい子どもが欲しいけれども2人でいいかというような話が出て、結局人口が増えていかないのではないのでしょうか。

少し話がそれますが、前回の一般質問で少子化対策について質問いたしました。そのときにここ5年間の本村の平均の人口推移を述べましたが、あえてもう一度述べさせていただきます。ここ5年間の平均で出生数は24人、お亡くなりになられた方が103名で、その人口減の差は約80名。また

村から転出された方が186人、村へ転入された方が164人で、その人口減の差は約20人で、合わせて100名にも上ります。

何かいろいろな方面での方策を講じていかないと、毎年100人もの人口が減少する危機にあるのが本村です。定住促進、人口減対策といっても、1つの方策に特化しただけではだめで、空き家対策、新規就農者支援、子育て支援、各年代層への魅力ある各種手当、また自然環境が良くて、長く住みやすいところ等々、あらゆる方面の方策が必要で、その結果として、5年後、10年後、ひいては何十年後かに人口減少対策の効果が現れてくるのではないのでしょうか。

そこで今回は、新しい給付型奨学金制度の導入を提案します。御答弁のほどお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

給付型奨学金の導入による定住促進、人口減対策についてお答えをいたします。

奨学金制度は、意欲のある学生の皆さんが進学を諦めてしまうことのないようにするため、国や自治体、大学、企業、またNPO法人などにおいて独自に制度を設けて行っているもので、奨学金には貸与型や就労型、給付型などの種類がございます。いずれの奨学金制度も、子どもたちが将来にわたって希望を持って自身の持つ能力を十分に発揮できるようにするものであり、重要な施策であります。

一方、本村では、無利子による貸与型の奨学金制度を設けており、高校を始め高等専門学校や短大、大学に通う学生に対し、それぞれの区分に応じて月額1万円から5万円の範囲内で貸付けを行っております。また、奨学金の償還期間は、貸付期間の3倍以内と規定しており、償還された奨学金の資金が次の世代の学生に役立つことができるような循環型の運用を図っております。

そこで、まず初めに、村の奨学金制度の利用状況等についてのお尋ねではありますが、現在、この制度を利用されている学生は、高校生が2名、高等専門学校生は3名、短大生は4名で、大学生は53名の合わせて62名の皆さんに利用いただいている一方、奨学金を償還されている方は47名でございます。また、議員お尋ねの償還が滞っている方は現在ございません。

次に、本村の奨学金制度における所得制限等についてのお尋ねではありますが、本村では、お申し込みをいただく皆さんが、広く奨学金を利用していただけるよう、貸付けに際し所得による数値的な制限は設けてございませんので、よろしくお願いたします。

次に、新規就農者支援事業と、この制度の利用実績についてであります。この制度は、農業従事者の高齢化と農業後継者不足を背景に、優良農地の維持・耕作放棄地の解消と奨学金返還の就農者の負担軽減を図るため、平成22年に創設いたしました。

この制度は、村内で新たに就農される皆さんを対象としているため、村外者のみならず、本村出身の方も利用できる制度であり、農業関係の高校や大学を卒業された方等が、村の認定就農者及び

認定農業者として農業振興を担っていただくためのものでございますが、これまでのところ本制度を活用された方はございません。

次に、奨学金制度を利用された方が、卒業後に本村に定住された場合、貸与された奨学金を給付することについてであります。議員御提案の奨学金を給付することにつきましては、定住される主たる動機に結びつくかは不透明ではありますが、少しでも定住のための背中を押すような支援になることが期待できるかと思われま。

一方、定住による奨学金の給付は、新規就農者支援事業とは異なり、本村に住まわれる期間や納税の有無等の要件の設定の在り方が課題であると思われま。ほか、対象者が村に住まわれる方全体になりますことから、奨学金を受けた方と受けていない方の公平性を考えますと、定住を促進する支援として、奨学金制度の活用は適切かどうかという課題もあ。

したがいまして、奨学金制度は教育の機会均等を期して始めた制度でありますことから、公平性が担保できるかどうか等の課題も含め、慎重に検討していく必要があるものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

奨学金を借りる御家庭の所得制限は設けていないということなので、それはお答えとしてありがたいことかと思っております。

ただ、新規就農者制度、平成22年に設立しているわけですが、今現在、令和5年、約15年、誰もいないということがございます。これはやはりPR不足等も大きいのかなと私は思っております。各大学、あるいは農業関係の大学へ、そういう告知をしているのかお尋ねいたします。

それと今、なぜこの農業関係だけは、もちろん高齢化、農地の荒廃、農地ができないような形で、農業関係だけは奨学金の免除という制度があって、そうではない、高山村で新しい事業を起こす方もいるかも分かりませなし、定住してもらおうということは、私は非常に大きいことかと思っております。なぜそこで不公平という言葉が出るのか、ちょっと疑問に感じる次第なんでございます。

全員に一律といっても、いろんな御事情で進学をためらう御家庭もあるかと思いますが、こういう制度ができることによって、また多くの方が利用できるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

ただいま15年たち、PRのほうはどのようなことになっているかということではあります。確か

に15年たって該当者がいないということではありますが、これは広報たかやまなどでも広報させていただいております。新規就農者制度について御理解いただくように、広い面を使ってPRもさせていただいております。また奨学金をというようなことで、窓口に来られる学生さん方につきましても、丁寧にその辺をお話をしているところでもありますけれども、少しPR不足というようなことも今のお話の中でもありますので、今後考えていくべきところかなというふうに思っております。

次に、新規就農者制度というものと色々な兼ね合いなんですけれども、村の奨学金ということと、新規就農者制度ということと、定住策ということの3つでありますので、非常に難しい状況になっているのかなというふうに思います。

この新規就農者支援ですけれども、これは先ほども申しましたように、農業系の高校や農業系の大学に進まれた方が村で農業をするということが対象なものですから、本村に住む期間というものには問題にならないかなというふうに思います。

それから、これは就労というふうにとらえるべきか、納税というふうにとらえるべきかは、難しいところがあるかなというふうに思いますけれども、これの有無ということも問題にならないかなというふうに思っております。

ちょっと複雑かなというふうに思いますので、非常に極端な例でお話をさせていただきたいと思っております。ちょっと極端になるかなと思っておりますけれども、例えば、大学を終わられまして、村のほうに住まれ、住所を移されて、半年間就職活動をされたというようなことで、しばらく後にほかの市町村に移り住んで就職をされたという方、非常に極端な場合かと思っておりますけれども、給付として基準になる期間ですとか、こういった就労について基準になるところをどう位置づけていけばよいか、非常に難しい部分かなというふうに思います。検討が必要かなというふうに思っておりますので、新規就労者支援制度というものと少し違ってくるのかなというふうに考えているところであります。

いずれにしても、奨学金制度はどの子も将来の夢を実現すべく、世帯所得の影響に左右されるようなことがない教育の機会均等を期して作られた制度でありますので、そういった公平性を図る上で、定住政策のうちに奨学金制度を取り入れてよいかどうか、あるいは定住政策はまた別物であるのかどうか、慎重な検討が必要かなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再々質問いたします。

今までにない制度ですので、私が今提案して、はい、分かりましたというのはまず無理かと思うんですが、今の御答弁の中で、就労の期間が難しいというお答えがあったんですが、例えば、本村

から私立大学へ村外のところへもし出られて、今の奨学金制度をもらった場合、最大月5万円ということで、年60万円になって4年間で240万円になります。それを今の借りた金額の3倍ということとは12年間で返済すればいいわけですね。そうすると月1万6,700円になるかと思います。

例えば、卒業して1年後から1万6,700円ずつ返していけば、12年で完済するわけですがけれども、今おっしゃったように、例えばほかで1年ぐらい就労していて、また戻ってきた場合に、例えば、返済期間が始まった以降また戻ってきたら、それ以後を免除するとか、やり方はいろいろあるかと私は思うんですよ。その方策は。就労で高山村に定住しながら就労するという。だから、そういった制度をまた細かく今後検討していくというようなお考えはないのか。

先ほども申し上げましたけれども、何もしていないと毎年100人ずつ高山村の人口が減っていくわけです。ですから、今までと違う新しい発想で、何とか高山村にまた戻ってきてもらって、いろいろ勉強したことを、また高山村でそれを何て言いますか、宝にしてもらって、新しい高山村をそういう人たちに作ってもらうんだと、そういう若い人たち、これからの高山村を作っていくんだという方を広く受け入れるという大きいお考えがないのか、ちょっとその辺をお尋ねします。

○議長（西原澄夫議員）

——— 澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

今ご提案をいただいたように、いろんな部分で細かく考えていけないかというようなことであります。非常に立場が、様々な方が多分いらっしゃるだろうということは想像できますし、それによっていろんな対応、パターンが考えられるというようなことも考えられます。

これはにひとえにこれでいけるんだというような部分が、どんなふうに設定できるかというのは難しい部分でありますので、非常に慎重に考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

議員御指摘のように、年々人口が減っていってしまう。これについて、もうちょっと考えがあるんじゃないかというようなことでありますが、確かに人口増に対してどんな施策ができるかということが、先ほども申しましたように、この奨学金制度というものの根っこ、定住推進策というものの根っこが同じではないので、そここのところの公平性というのをどんなふうに考えていけばいいのかなというふうにも考えております。

奨学金を借りる学生の皆さんもいろんな方がいるのかなあというふうにも思います。何て言いますかね、本当に苦しい部分で、何とかそれでもということでアルバイトをされたり、それから生活を切り詰めながら頑張っておられる学生さんもおられますので、そここのところを一律にどんなふうに給付というような形で公平性が保たれるかなという部分もありますので、その分を考慮していかねばいけないかなとも思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

ちょっと議長に、再々質問をよろしいでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

ちょっと待ってください。

沖島議員に申し上げます。

沖島議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第54条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

○5番（沖島祥介議員）

ありがとうございます。

村長にお尋ねしたいと思います。

私先ほどから高山村、定住する方がだんだん減ってきている、人口減という形で、こういう思い切った施策が必要かなと私は思っておるんですが、村長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

今、議員が質問されたことについては、基本的には給付型ということで御質問されたと思うんですね。そうすれば定住するということで御質問された、それを私はどう考えているかということでよろしいのでしょうか。

それぞれ目的があって勉学をされていると思うんですね。そういうふうな中で、それが村へ帰って還元されてということで、村に仕事をつくるということにつながれば、学ばれた方が村へ帰って、そして自分の希望であってここで定住すると、それが結果的に給付型になると、そういうふうなものになれば、当然効果は出てくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺はただ一筋縄ではいかないと思いますので、十分検討していかなければならないだろうと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

ありがとうございます。本当に前向きに、こういった策を一つ一つ積み上げていくことが必要かと思しますので、よろしく御検討のほどお願い申し上げます。

引き続きまして、2番目の質問に入ります。

インバウンド観光に対応した村内に統一した観光表示板設置について質問いたします。

現在、海外からの観光客はコロナワクチン接種などの水際対策がなくなり、観光地はインバウン

ド消費への期待が高まっています。また、本村にも多くの外国人の方々が訪れることでしょう。

また、先日の将棋の名人戦では、高山村の山田温泉の藤井荘で藤井聡太が名人戦を勝利し、最年少の七冠達成と全国的に話題になりました。このことは、将来に向けて本村の観光業において非常に大きいインパクトを与えてくれました。また一昨日、ベトナムのダナンで藤井聡太が棋聖戦を行い、第1局に勝利しています。コロナ禍になる前には、台湾でも将棋の対局があったと聞いております。今後ますます将棋も国際的になってきています。

このような世の中で、少なからず将棋ファンの外国人の方々、及び今後も山田温泉の藤井荘などを始め、多くの外国の方が本村を訪れる機会が必ず増えるのではないかと推測いたします。

さて、本村の主立った道路標識には、日本語の下にローマ字で表記されていますが、観光地には統一した外国語表記を記載した観光表示板がないので、ここで外国語表記も兼ねた統一した観光表示板の設置を望むものであります。

そこで、現在ある道路のローマ字対応の表示板は、いつ頃行ったのかお聞きします。またそのときに、次はどこを統一した表示板を設置していくのかの話はなかったのかもお尋ねいたします。

観光を柱にしている本村において、まずは観光地に統一した外国語表記も兼ねた観光表示板の設置を望みます。答弁をお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

インバウンド観光に対応した、村内統一の観光表示板の設置についてお答えいたします。

国道や県道には、ローマ字を表記した案内標識が設置されておりますが、この標識には方面や方向を予告し、目的地までの距離などを案内する経路案内標識と、市町村の境界を示すものや、観光地などの著名な地点までの方向や方面、距離などを案内する地点案内標識があります。

このような案内標識の設置について、国道や県道を管理している須坂建設事務所にお聞きしたところ、大型なものでは、国道403号ほか1路線で19か所、主要地方道では、須坂中野線ほか2路線で15か所、一般県道では、大前須坂線ほか5路線で15か所で、これを合わせますと49か所に設置されており、その主な表示内容は、「高山」を始め「信州高山温泉郷」や「山田温泉」「五色・七味温泉」のほか「山田牧場」や「毛無峠」などの地名等が表示されております。

そこでまず初めに、県道等におけるローマ字対応の表示板の設置時期についてのお尋ねでございますが、須坂建設事務所によりますと、道路の案内標識については、省令に基づく「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の昭和61年の改正で、国際化に対応するため、原則としてローマ字併用表示を行うものとする規定されており、それ以降において、ローマ字併用表示がされております。

次に、ローマ字対応の表示板とした当時、次はどこを統一した表示にするのかについてござい

ますが、先ほど申し上げましたとおり、省令に基づく「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の昭和61年の改正で規定された当時から整備されておりますので、特に次はどこを統一した表示にするのかの話はなく、県では、長野県案内サイン整備指針を定めており、この指針によって、県や市町村では県管理の県道や国道に設置する案内サインの整備をしておるところでございます。

次に、観光地に統一した外国語も表記した観光表示板の設置についてでございますが、村では案内サインの設置に当たり、長野県案内サイン整備指針に基づいて、案内サインに使用する目標地名となる準著名地点の追加や変更ができるため、県の地域振興局を始め、建設事務所や警察署など関係機関で構成する県の案内標識連絡調整会議に、信州高山温泉郷にある山田温泉など8か所の温泉地や雷滝のほか、一茶館やチャオルの森の11地点を申請し、準著名地点として承認されております。

これら承認された村内の準著名地点は、ローマ字併用表示の地点案内標識として設置することができ、現在設置されている標識は、山田温泉などの観光施設の方面や方向、距離を案内するローマ字表示の標識が設置されていますが、観光施設等の地点に設置された案内板には、一部ローマ字併用表示のものもありますが、多くは日本語表示のみとなっております。

このため、今後は観光協会など関係の皆様と協議をしながら、近隣市町村の状況なども参考にし、主要な観光施設等から順次、ローマ字併用表示の標識を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

道路のローマ字表記は昭和61年と聞いておりますが、相当な年月がたっているわけです。その時に道路だけじゃなくて、ほかにも一緒にやろうよという声が出なかったのかなと、ちょっと私は疑問に思っております。

やはり観光を柱とする高山村として、県の指針ももちろんありますけれども、高山村独自でそういったことは、何ていうかな、率先してどんどん進んでいくというような姿勢が私は必要かなと思っておりますが、いかがかということと、もう1つ、これから観光地にローマ字表記をしていくというお話がありましたが、よく看板で今までの歴史、由来、そういった形で書かれているところがあります。そういったところを今後、英語なり、最低英語と、あと韓国語がいいのか、中国語がいいのか、その辺を考えてやっていけないかというような形をお聞きいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

再質問についてお答えいたします。

ただいま2問の御質問ということで、最初にお話もありましたのがローマ字表記というような形の中で、昭和61年から国の方針によって進めてきている中で、スタンスとして遅いなというような感覚をお持ちかもしれませんが、県の形の中の基準によりまして、それぞれ県も進めていただいております。

ただ、村の部分の地形の中で設置されております、基準とされます地点案内表示板については、それ相応の県の協力をいただきながら、村とも調整しまして、村の要望によって設置させていただいてきたところでございます。

ところが、今2番目でお話のありました名勝地といいますか、由来の部分を表記するような看板につきましても、なかなか整備が進んでおりませんので、これについては議員おっしゃるとおり、積極的にこの部分については、いろんな観光地、ほかの市町村とも見比べもしながら、優先度も考慮しながら、観光協会の皆さんとか関係する皆さんのお話等もちょうだいしながら、どこを優先的にやるのかということは積極的に考えていきたいと、こんなふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

———沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

私、今まで見てまして、案内表示板はどこの課が管理するのかということが、何かはっきりしていないのかなという気はちょっとしておりますので、今後、そういう打合せのときにはしっかりと、どこが担当して、どこがしっかりとやるよというような形も決めていただいて、進んで高山村の観光、いろんな外国の方が来られても、安心して観光できるような場所にしていってもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西原澄夫議員）

以上で沖島祥介議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後0時03分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月7日

高山村議会議長 西原澄夫

署 名 議 員 高 井 央 葉

署 名 議 員 黒 岩 清 道

署 名 議 員 湯 本 辰 雄

令和5年第2回高山村議会6月定例会会議録（第4号）

令和5年6月9日（金曜日）

議 事 日 程

- 日程第1 議案第35号 村税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第36号 高山村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第37号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第38号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第39号 令和5年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書
- 日程第7 陳情第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書
- 追加日程第1 発議第2号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書
- 追加日程第2 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
- 日程第8 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第9 議員派遣について

本日の会議に付議した事件

- 1 議案第35号～議案第39号
- 2 陳情第2号、陳情第3号
- 3 発議第2号、発議第3号
- 4 閉会中の継続調査の申出について
- 5 議員派遣

出 席 議 員（12名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1番 久保田 雄 吉 議員 | 2番 勝 山 正 弘 議員 |
| 3番 滝 澤 聖 議員 | 4番 梨 本 進 議員 |
| 5番 沖 島 祥 介 議員 | 6番 高 井 央 葉 議員 |
| 7番 黒 岩 清 道 議員 | 8番 湯 本 辰 雄 議員 |
| 9番 松 本 茂 議員 | 10番 山 寄 秀 治 議員 |

審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、去る6月7日午後1時14分より、委員全員の出席の下、所管の職員の出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査いたしました。

議案第35号 村税条例の一部を改正する条例は、森林環境税に関して物価高騰及び公的支出が増える中、さらなる負担になるのではなどの質疑、討論が行われましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件1件についての審査の経過及び結果の報告といたします。

議員各位におかれましては、適切な判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

議案第36号について、委員長の報告を求めます。

—————高井福祉産建常任委員長。

○福祉産建常任委員長（高井中央議員）

ただいま議題となっております福祉産建常任委員会に付託されました議案は1件です。

委員会は、6月7日午後2時より、委員全員出席の下、所管の職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の経過及び結果について報告します。

議案第36号 高山村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、福祉産建常任委員会に付託されました議案1件の審査の経過及びその結果の報告とします。

議員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

これから議案第35号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

—————8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

ただいま議題となっています議案第35号 村税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論いたします。

森林環境税は、森林経営管理法に基づき地方自治体が新たに行う事務や事業の財源に充てるための森林環境譲与税として配分されるものです。そして、この税金は、2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税の看板を書き換えて引き続き徴収し続けるもので、森林の温室効果ガスの吸収源対策や公益的機能の恩恵を口実に、本来、国やCO₂排出企業が引き受けるべき負担を国民個人に押しつけるものです。

ところで、2019年から森林環境譲与税は各自治体への交付が始まっていますが、交付基準の人口指標が林業従事者の割合よりも高くされたことで、所有人工林がない都市部に多額に配分される問題等が起きました。森林を有する自治体が体制整備や森林整備に活用できるように交付基準の見直しが求められています。

森林環境税、森林環境譲与税は、森林整備に安定的な財源確保策としてふさわしいのかと林業経営者からも疑義が示されております。安定的な財源である国の一般会計における林業予算の拡充とともに、当該の自治体には地方交付税の拡充が求められるところであります。

さきの世界大戦後、国内の荒れ果てた山林の復興と住宅不足解消のために、山にはカラマツや杉が植えられました。高度経済成長に伴って都市部では住宅不足は生じましたが、安価な輸入材によって住宅建設は行われてきました。そのため、山の手入れはおろそかになり、荒廃してしまい、また果実のある樹木が減少し、現在に至って鳥獣は住宅街に出没することとなったわけであります。

このように歴代の自民党政府の施策により山は荒廃してしまったところ、脱炭素社会構築のためということで海外からの要求もあり、山林の役目が見直しされ、最近になりましてようやく手が入られるようになったところと言えるでしょう。

さて、本議案の村税条例の一部を改正する条例は、本来復興特別住民税が期限切れになり、本来の均等割、県が1,500円、村3,000円となるところを今後も従来どおり合計5,500円を森林環境税と名前を変えて徴収するものであります。

私は、今日の物価高騰と社会保障費や税金などの公的支出が五公五民と言われる状況の中で、本来国が行うべきものを国民に名前を変えてまで負担させるというこの施策に反対を表明いたします。

議員各位の御賛同をお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（西原澄夫議員）

原案に賛成者の発言を許します。

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

ただいま議題となっています村税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改正で村民の皆さんに一番影響の大きいものは、令和6年1月1日から施行される森林環境税の新設であります。これは、これまで東日本大震災を教訓として全国で実施する防災のための施設整備に充てる財源として、個人住民税の均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されていたものが、令和6年度からは新たに森林の環境整備に充てる財源として、国が都道府県や市区町村に交付する森林環境譲与税に充てる目的で条例改正するものであります。

私が申し上げるまでもなく、世界共通の持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの17の目標の一つに気候変動の具体的対策として上げられるなど、昨今の異常気象を要因とする世界各地で発生している大規模な自然災害の要因である地球温暖化を一刻も早く防止することが世界共通の課題であります。

地球温暖化は大気中に存在する二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上昇することが主な要因で、これを防ぐには大気中への二酸化炭素の放出を減らし、さらに二酸化炭素を取り除くことに取り組む森林の整備が必要であります。

森林の整備は、地球温暖化防止につながる一つの手段であり、化石燃料から自然エネルギーへの転換の取組とともに大変重要なものとなっております。長野県の森林面積は全国第3位と大きな森林面積を有しており、国の森林環境税とは別に、県税としていち早く平成20年に森林づくり県民税を創設いたしました。

この県税は、5年ごとに県民の皆さんの評価を得て、更新の可否を参考にしており、令和5年度からの5年間の継続の決定に当たり、昨年県が行ったアンケートでは、森林づくり県民税について現在の取組のまま継続すべきという人が24.2%、新たな取組を追加して継続すべきが38.6%、全てを新しい取組として継続すべきが3.6%と、継続すべきでないと回答された7.6%と比較して継続を望む意見ははるかに上回り、県民の皆さんの環境への配慮の意識の高さに誇りを感じる次第であります。

したがって、このたびの改正により85%の森林を抱える本村にとりましては、森林環境譲与税の増額が見込まれることなどから、大変有効な税であると賛成するものであります。

議員各位の賛成への御賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（西原澄夫議員）

原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第35号 村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手9人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手多数です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第36号 高山村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第37号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番(勝山正弘議員)

議案第37号 にぎわいの場創出事業、こちらについてちょっと質問いたします。

施設整備工事費請負費450万円を見込まれていますが、これは非常に大きな金額でありまして、大切な村の財源から出すのは問題かと思われまして。ほかに当初費用で他の参考見積り、またはデザイン変更、民間から大学等への委託とか様々な要点を変えて考慮したのかどうか。業者との交渉、工夫、そういったところがうかがわれませんので、それをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議 長（西原澄夫議員）

—————小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

にぎわいの場創出事業の追加工事に関する御質問でございますが、このたびの追加工事請負費につきましては、当初予算を作成した本年1月以降におきまして建築資材の高騰や労務単価の上昇が予想をはるかに上回ったことなどから、当初予算に不足が生じるため450万円の追加補正をお願いするものでございます。

また、当初予算編成時にほかの参考見積りやデザインの変更は考慮できなかったのかとのお尋ねでございますが、計画している休憩施設は平屋で、維持管理費などを抑えるため水道やトイレなどを設置せず、屋根は切り妻にするなど極力建築費を抑える最低限必要な施設としております。このため床面積は17坪程度で、2ないし3家族程度が休憩できるスペースで小規模のものとなっております。

このようなことから、これ以上の縮減やデザイン変更等は難しいものと考え補正計上したものでございますので、御理解賜りますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長（西原澄夫議員）

ほかに質疑ありませんか。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、12ページ、13ページをお願いします。

一番上段の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業ですが、1世帯3万円の給付という形になります。この財源は、地方創生臨時交付金を充てるわけですが、この地方創生臨時交付金を交付するに当たって、それぞれの地方自治体の実情に応じて、これ3万円にこだわらなくてもいい、つまり、もう少し上乘せしても構わないよというふうになっていると思うんです。もちろん村が上乘せした分について、地方創生臨時交付金が増えるわけではないと、そのことは承知していますが、国でこの3万円についてはそれぞれの実情に応じて勘案してもいいと言っているわけですから、この3万円というふうにとこだわらなくて、増額も可能であったのではないかと思います、その点どのように検討されたのかお願いをいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

御質問にお答えをさせていただきます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてでございますが、このたびの特別給付金に

つきましては、物価高騰等に直面する生活困窮者等いわゆる住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を交付させていただくもので、財源は全額国から交付されるものでございます。そこで、議員お尋ねの3万円にこだわらず増額することについてでございますが、これまで村ではコロナ禍における非課税世帯への給付金につきましては、国が示す金額を該当世帯へ給付させていただきましたことから、今回の給付金につきましてもこれまでと同様に給付させていただくこととしたものでございます。

しかしながら、今後も物価高騰等が予想されますことから、村では住民税非課税世帯等生活困窮者に対する支援につきまして、既に先月の末から検討を始めておりまして、次回開催されます9月議会に向けて具体化してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第37号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手7人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

高山村温泉開発事業特別会計補正予算、ページ、10ページ、12ページ。こちらの中で一般会計繰入金補正額710万5,000円の歳入、そして、12ページにおいては歳出ということですが、こちらのほうの金額が分かりづらい、710万5,000円が分かりづらいというところがあります。後からの

その資料では、ポンプの料金が2分の1の540万円。スケールとそのパイプの整備、こちらのほうで170万5,000円、合わせて710万5,000円ということなのですが、揚湯ポンプについては令和元年に1,000万円かかっていたものを村が6,300万円、地元負担4,500万円ということを出ているわけですが、ほぼ2分の1以上村のほうが負担しているんですが、これについて今後も村は負担を随時していくのかどうか。私の認識の中では、ボーリング及びその調査及びボーリングについては村の負担、維持管理については、あと温泉までの引込み、これについては牧場地区の管理ということで聞いていたんですが、村のほうでかかる費用に対してトラブルや維持管理する中で半分補助するというのは、いつまでそれをやるのかということと、期限は切っているのか。あと、金額に対しては上限を設けていないのか。ここら辺が非常に不明瞭なので、今後の中で考えられる令和5年度の予算を見ましたが、もう電気料金だけで600万円を超えそうで、そのほかに施設管理費200万円、スケール除去、源泉パイプ除去これで300万円、もう既にこれがほぼ見えていると。

そこへきて温泉使用料、コロナの場合は減免措置を取られていたわけですが、今後はその減免というのが非常に厳しくなっていくということですので、もう収入自体が危ぶまれていて、これを村がいつまでやるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

どうしてもその観光の立場から奥山田温泉という温泉の名前を残すのであれば、タンクローリー等でこれをもって補充して、今20軒から8軒ということで運営されているところでは、そのお湯を使うというふうにしたほうが、コスト的にも非常にメリットがあるし、温泉という名も残せると思うんです。

それで、もし期限を切っていくまでは村が補助するけれども、それ以降はできないということになれば、温泉という名前を外してやってもほとんど山田牧場に対しての観光は影響ないかと思われるんですが、ぜひ御回答お願いします。

○議長（西原澄夫議員）

———小渕産業振興課長。

○産業振興課長（小渕義彦）

ただいまの温泉会計の関係のまず繰入れの関係で、議員おっしゃられました事業費の関係でございますが、当時平成元年でございますが、揚湯ポンプの関係は1,080万円で購入させていただきましたので、今のお話のありました財源の関係におきまして、こちらの当時地元負担として出ているものが450万円ということでございますので、残りの630万円を起債したということでございますので、お含みおきをお願いしたいと思います。まず、そこを申し上げながらお願いしたいと思います。

お話のありました歳入の予算の一般会計繰入金710万5,000円の追加でございますが、村では昭和54年から温泉開発特別会計を設置いたしまして、奥山田温泉の受益者からの温泉使用料原資としまして、設備の修繕や更新、管理委託費などを負担しながら45年間にわたりまして奥山田温泉会計の健全化に努めてまいりました。

しかしながら温泉の受益者は、先ほど議員もおっしゃりましたが、当初の20者から12者減りまして8者まで減少しているとともに、温泉使用料も減少いたしまして、老朽化による度重なる施設設備の故障等による支出の増加により、これまでの運用益の中から積み立ててきました積立金残高がマイナスに転じまして、特に令和元年の揚湯ポンプ更新に当たっては、受益者からの負担金の一時金といたしまして450万円を負担し、残りを借入れによって賅ったところでございます。

そうした中、奥山田温泉の源泉につきましては、村が昭和50年に山田牧場と七味温泉との間に開発いたしました別荘地開発事業に併せまして、この地域の活性化に資する目的で掘削したものであり、村の所有物となっております。このため、危機的な状況にある奥山田温泉について、源泉の維持管理費の2分の1を村が負担する方針としたものでございます。

今回、この議会で補正をお願いしております予算につきましては、源泉の揚湯管に付着しましたスケール除去や源泉内に残っていますパイプ除去の費用のほか、揚湯ポンプの更新費用のそれぞれ2分の1相当として710万5,000円を一般会計から繰り入れるものでありますので、御理解賜りますようお願いしたいと思います。

次に、歳出に関係するところでございますが、今後も維持管理費に生じることの対応と村の負担となります2分の1支援についてであります。先ほど歳入で申し上げましたとおり、奥山田温泉の源泉を含め源泉から送湯するポンプや管などの設備の老朽化によりまして、今後においても修繕が生ずるものと思っております。

このため、これまで説明させていただいたように、村が所有する奥山田温泉の源泉に関する維持管理費については、一般会計からの繰入金金を特定財源として2分の1を村が負担することとしており、その他の維持管理費用については当面考えておりませんが、地域の皆さんの観光資源として、温泉を利用できる方策を奥山田温泉組合の皆さんと今後も協議してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

ほかに質疑ありませんか。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、温泉開発の12ページ、13ページをお願いします。

今回、令和元年度に借りた起債について繰上償還をするわけですが、この令和元年度に借りた起債については、元利償還等において交付税措置のある起債を借りたのかどうか、その点をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————小淵産業振興課長。

○産業振興課長（小淵義彦）

繰上償還をする起債は交付税措置があるのかというお尋ねでございますが、この起債は奥山田温泉の源泉を上げるための揚湯ポンプを更新した際借り入れたもので、一般的に修繕等を目的とする起債は交付税措置がされないため、今回あくまでも財源に不足が生じることから、借入れを起こしたものでございます。

したがいまして、繰上償還は将来にわたって財政負担を軽減するための措置でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第38号 令和5年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手7人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手多数です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第39号 令和5年度高山村上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 陳情第2号

}

日程第7 陳情第3号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第6 陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書から日程第7 陳情第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書の2件を一括議題とします。

陳情第2号及び陳情第3号について、委員長の報告を求めます。

—————黒岩総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩清道議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、陳情第2号と陳情第3号の2件であります。

審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、去る6月7日午後1時38分より委員全員の出席の下、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査をいたしました。

陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書並びに陳情第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情についての2件について、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、陳情第2号並びに陳情第3号は全員賛成で採択すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件についての審査の経過及び結果の報告といたします。

○議 長（西原澄夫議員）

これから陳情第2号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

この陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第3号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

この陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 2 時 06 分 休 憩

午後 2 時 33 分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま勝山正弘議員から先ほど質疑しました議案第38号、温泉開発事業特別会計補正予算の一部において訂正したいとの申出がありましたので、これを許可します。

————— 2 番 勝山正弘議員。

○ 2 番（勝山正弘議員）

先ほど令和元年揚湯ポンプ購入1,080万円。そして村の起債は、私誤って6,300万円ということでしたが、桁が間違っておりまして630万円ということで訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議 長（西原澄夫議員）

お諮りします。

ただいま梨本 進議員外 2 名から発議第 2 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

発議第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 発議第 2 号

○議 長（西原澄夫議員）

追加日程第 1 発議第 2 号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

————— 書記 榎田和子さん。

○書 記（榎田和子）

＝発議第 2 号朗読＝

令和5年6月7日

高山村議会議長 西原澄夫様

提出者 高山村議会議員 梨本進

賛成者 高山村議会議員 沖島祥介

久保田雄吉

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書（案）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

高山村議会議長 西原澄夫

2021年度からの5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。しかし、ゆたかな学びのためには35人学級でもまだ不十分であり、中学校は40人のままとなっています。長野県では2013年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。また、複式学級の学級定員についても長野県は独自に小中学校ともに8人としています。

しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きくなります。小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

学校現場では、新学習指導要領やGIGAスクール構想への対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。さらには教員不足も深刻で、欠員が常態化し子どもたちの学びを保障できない状況が生じている現状です。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（西原澄夫議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

————— 4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

ただいま議題となっております発議第2号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、令和3年度から5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。

しかし、学校現場では学習指導要領への対応や貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が多くあり、子どもたちが豊かな学びを受けることが困難な状況です。

豊かな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教職員定数の改善が必要です。

そこで、本意見書は地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう少人数学級推進と教育予算の増額をすること、また、複式学級の学級定員を引き下げることが強く要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから発議第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第2号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま湯本辰雄議員外2名から発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

発議第3号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第3号

○議長(西原澄夫議員)

追加日程第2 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

—————書記 榎田和子さん。

○書記(榎田和子)

＝発議第3号朗読＝

令和5年6月7日

高山村議会議長 西原澄夫様

提出者 高山村議会議員 湯本辰雄

賛成者 高山村議会議員 沖島祥介

久保田雄吉

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

高山村議会議長 西 原 澄 夫

2021年度からの5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。しかし、ゆたかな学びのためには35人学級でもまだ不十分であり、中学校は40人のままとなっています。長野県では2013年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。また、複式学級の学級定員についても長野県は独自に小中学校ともに8人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きくなります。小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（西原澄夫議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

————— 8番 湯本辰雄議員。

○8番（湯本辰雄議員）

ただいま議題になっております発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな成果、役割を果たしてきました。

しかし、国の三位一体改革により国庫負担率が引き下げられたことから、地方自治体は教育行政の実情により余儀なく人的措置等を独自財源により補っており、各自治体が保有する財政力の差によって自治体間の格差を引き起こしています。

意見書は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上及び地方財政の安定を図るため、必要不可欠な国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元するよう要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから発議第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定しました。

日程第 8 閉会中の継続調査の申出について

○議 長（西原澄夫議員）

日程第 8 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務の調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 9 議員派遣について

○議 長（西原澄夫議員）

日程第 9 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議員派遣は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議長(西原澄夫議員)

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第6条の規定によって、これで閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月1日から本日までの9日間の会期で開催されました。提案されました承認案件、条例改正や補正予算、また農業委員会委員の任命の同意案件。議案につきましては、村条例の一部改正、令和5年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、陳情の16件の案件について慎重審議いただきました。適正なる議決をいただきました。

また、一般質問には、9名の議員に御登壇をいただき、18項目について議論をいただきました。当面の課題から国政など多岐にわたっての質問、提言に、理事者並びに役職員から真摯な御答弁を賜りましたことに心より厚く御礼を申し上げます。議員各位から寄せられました御意見等につきまして真摯に受け止めていただき、村政に反映していただくことをお願いしたいと思います。

また、今定例会中には高山村で第81期名人戦七番勝負第5局が行われ、藤井聡太王将が渡辺明名人を破り、史上最年少の名人が誕生しました。この将棋名人戦、高山村で開催されたことが全国へすぐさま報道がなされ、長野県高山村という知名度が上がり、全国に知れ渡りました。この第5局の開催に携わり、御尽力をいただきました関係者の皆様に心より御礼を申し上げるところでございます。

さて、我々議会は令和5年度に入り、さらなる議会の活性化、見える化を進めています。議会運営委員会を中心としたブロックごとの議会報告会の開催は、5月14日に第1ブロック、21日に第4ブロックで開催し、予想を上回る皆様に御参加をいただき、活発な議論をしていただきました。大

変ありがとうございました。9月定例会後、第2ブロック、第3ブロック、第5ブロックでの開催を計画をしています。多くの村民の皆様にご参加をいただくことを期待しております。

また、議会活性化特別委員会が開催するモニター会議は、新たに高校生3名を含めた女性が10名、男性が7名、年代も30代から70代までの多様な年代の皆様にご応募をいただきました。初回モニター会議は7月9日に行われます。モニターの皆さんよろしくお祈りを申し上げます。今後、議員の皆様にはますます議会の活性化、見える化が進むことに御尽力を賜りますようよろしくお祈りを申し上げます。

台風2号の影響による6月2日の記録的な大雨により、各地において甚大な被害が発生しました。被災されました方々にはお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復興や安心と日常生活が取り戻せるようお祈りするところでございます。

結びに、これから梅雨の時期になり雨が降る日が続くと思います。今般の線状降水帯など異常気象が考えられますことから、気象予報には十分注意していただくとともに、暑さも増してくる折、皆様方におかれましては健康に十分御留意され、御活躍をいただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

この際、村長の発言を許します。

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

6月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る6月1日から本日までの9日間にわたり御提案申し上げました全議案を慎重に御審議いただき、それぞれ原案どおり議決を賜りましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

今会期中に議員各位から賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、十分にその意を尊重いたしまして、村政発展のために生かしてまいり所存でありますので、今後とも格別なる御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず初めに、一昨日の7日、山田牧場周辺でタケノコ狩りで入山された方が行方不明となったため、昨日の早朝から須坂警察署並びに遭対協など関係の皆さんによって捜索をしていただき、無事発見、救助されました。

早朝から捜索に当たっていただきました関係の皆様にご礼を申し上げますとともに、引き続き入山されます皆様に対しまして、注意をしていただくよう啓発を呼びかけてまいりたいと思っております。

さて、議会招集の御挨拶でも申し上げましたが、全国の将棋愛好家など多くの皆さんから大変注目していただいた将棋の名人戦は、対局2日目となる6月1日の夕方、藤井6冠が渡辺名人に勝利され、史上最年少で名人になられるとともに7冠を達成されました。

この名人戦の開催に当たり議員各位並びに村民の皆様をはじめ、関係の皆様には多大な御理解、

御協力を賜りましたことに、改めて厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。この名人戦を契機といたしまして、村では全国の皆様から愛され親しまれて、より多くの皆様に来村していただけるよう引き続きPR活動等に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、本村にとって夏の風物詩となっております「信州高山まつり」につきましては、3年余りにわたり新型コロナウイルス感染症が感染拡大したことにより、やむなく中止をせざるを得ない状況となりましたが、今年度は積極的にイベントや行事等を開催することとして、過日各自治区や高山まつり実行委員会等関係の皆様のご理解をいただきましたので、来る7月29日の土曜日に「高山まつり」を開催することで準備を進めておりますので、村民の皆様のお一層のご理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今年は4年ぶりとなりますブロック行政懇談会を今月13日から村内5か所で開催させていただきますので、議員各位並びに村民の皆様には大変お忙しいこととは思いますが、大勢の皆様にご出席いただきますようお願い申し上げます。

昨年、令和4年2月24日、ウクライナに侵攻したロシア軍による攻撃は、1年3か月余りが経過した今も戦闘が続き、今月6日にはウクライナ南部のカホフカ水力発電所においてダムが破壊されました。このため、下流域では大洪水が発生し、被災者は数万人に上り死傷者の増加が懸念されておりますが、中長期的には原子力発電所において不測の事態につながる可能性もあるとの報道がされています。

このように、世界の政治、経済、社会情勢は不透明感が強く、明るい兆しが見えてまいりません。したがって、日本におきましても同様の情勢が続くものと思われまことに、引き続き緊張感を持って、職員とともに村民の皆様のための村政運営に努めてまいりますので、議員各位の格段のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

現在、日本の南海上では台風第3号や梅雨前線の影響などで大雨のおそれがあると予報されていますので、村民の皆様には十分な対策を取って、注意をお願いしたいと思っております。

結びに、気象庁は昨日の8日、長野県を含む関東甲信地方が、平年より1日遅く梅雨入りしたと発表しました。梅雨の期間は気温の変化が大きいため体調を崩しやすい時期でもありますが、その後は梅雨明けとともに本格的な暑い夏を迎えます。議員各位にはくれぐれも健康に御留意いただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

○議長（西原澄夫議員）

令和5年第2回高山村議会6月定例会を閉会します。

大変御苦勞様でございました。

午後3時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月9日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 高井央葉

署名議員 黒岩清道

署名議員 湯本辰雄